

0027946000

2

0027946-000

328.337-1255m

満州国為替管理法解説

池見哲太郎・著

東光書苑

1938

ADH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

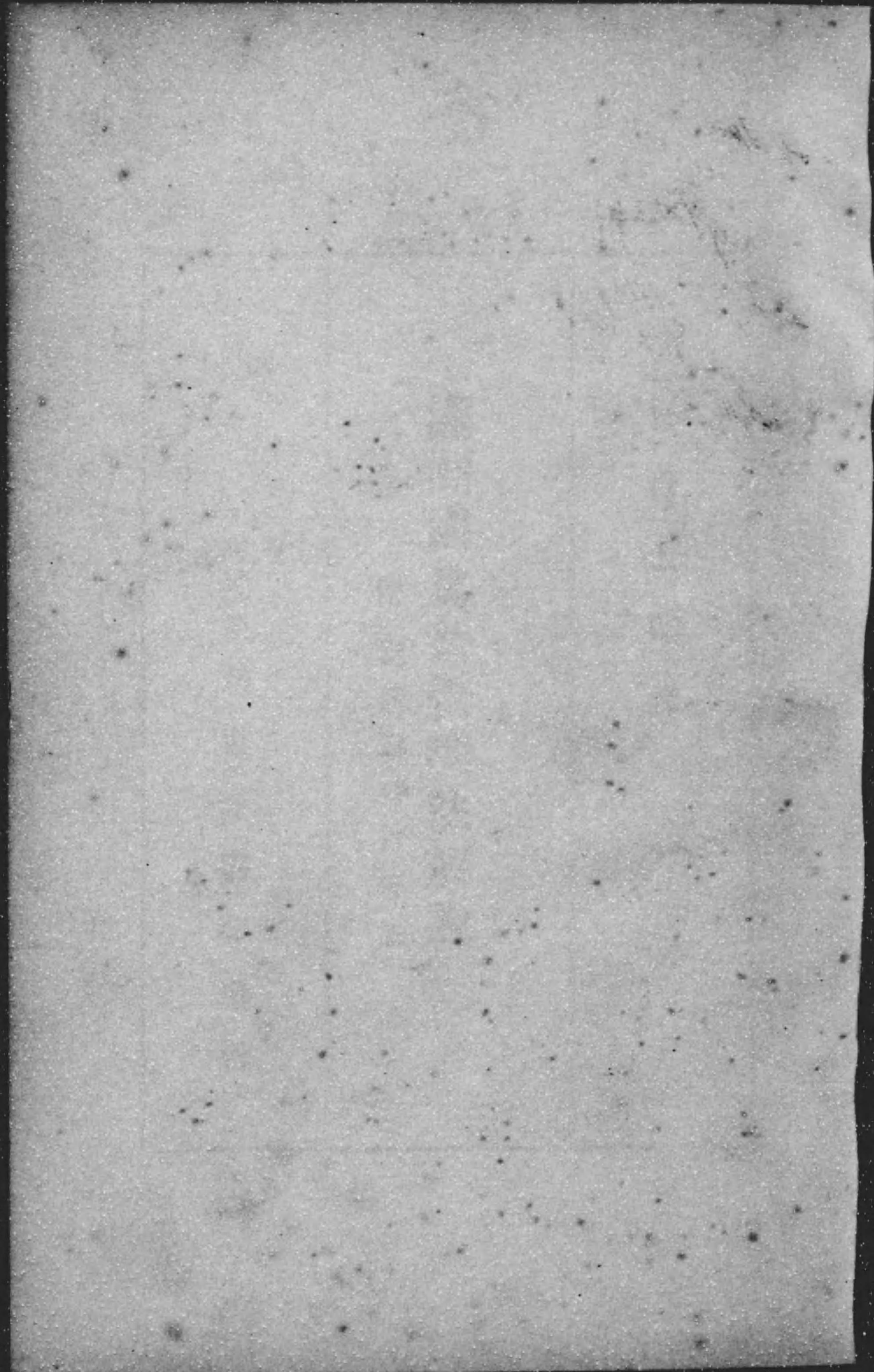
康德五年三月

池見哲太郎著

滿洲國爲替管理法解說

附別冊爲替管理法

新京東光書苑發行



池見哲太郎著

滿洲國爲替管理法解說

附別冊爲替管理法

新京東光書苑發行

328.337

I 255 m

(337.73)



序

康徳四年十月八日滿洲國爲替管理法改正以來既に四ヶ月を經過したる今日同法が極めて重要にして且つ吾人の日常生活に及ぼす影響大なるものあるにも不拘同法に對する智識一般に普及せられ居らざるに鑑み幸ひ滿洲國爲替管理事務の一部に携はる著者は依つて得たる實際的知識と經驗とを基礎として此所に本書を公刊する事となつた。

本書が一般讀者の本邦爲替管理の全貌把握上又特に銀行業者貿易業者の其の業務遂行上多少でも裨益する處があれば幸ひである。尙爲替管理法は其の性質よりして將來部分的に改正せらるゝ事を保し難きも、本書によつて得たる所を以つてすれば改正法をも容易に了解出來得るものと信ず。

康徳五年三月

新京にて

著者

39525

目次

第一章 金の輸出並に輸送

一、總 說	一
二、法規解釋	一
三、許可手續	二
四、報 告	七
五、金の賣却強制	九
六、罰 則	九

第二章 證 券

一、總 說	二
二、法文解釋	二
三、許可手續	五

目次

四、外貨証券の処分強制……………二八

五、報告……………二九

六、罰則……………三三

第三章 一般外貨債権債務……………四四

一、總説……………四四

二、法規解釋……………四五

三、許可手續……………四七

四、外貨表示債權に関する強制処分……………五五

五、報告……………五五

六、罰則……………五七

第四章 貨物の輸出入……………七五

一、總説……………七五

二、貨物の輸出……………七七

(甲) 法規解釋……………七七

(乙) 許可手續……………八二

(丙) 事後報告……………八七

三、貨物の輸入……………九六

(甲) 法規解釋……………九六

(乙) 許可手續……………一〇六

(丙) 事後報告……………一四四

四、罰則……………一四七

第五章 爲替、送金、信用狀、通貨……………一四九

一、總説……………一四九

二、法規解釋……………一五〇

三、許可手續……………一六四

四、事後報告……………一七三

五、強制処分……………一八五

六、罰則……………四

第六章 外國爲替銀行(附兩替商、證券業者)……………一八七

一、總說……………一八七

二、法規解釋……………一八七

三、許可手續……………一九五

四、報告又は届出……………一九六

五、強制處分……………二〇三

六、罰則……………二〇三

附一、兩替商……………二〇三

附二、證券業者……………二〇七

第七章 滿洲國爲替管理法と關東州爲替管理法との關係……………三二

附錄

滿洲國爲替管理法解説

第一章 金の輸出並に輸送

一、總說

金本位停止前に於ける金の經濟關係に於ける役割の重要性は周知の事實であるがこの重要性は金本位停止後に於ても微動だにしない、即ち金本位停止後金はもはや一個の商品として取扱はるるに過ぎないが國際貸借の最後の決済手段として現在金本位を停止し居る國々に於ても諸種の手段により金の保有増加を計つて居る經濟部令第二十三號第一條に於て金の輸出を取締りて居るも全く右事情に基くもので更に本邦に於ては其の地理的關係よりして金の輸送をも取締り輸出取締りを完からしめんとして居る。(第二十三號第一條)

二、法規解釋

第二十三號第一條

爲替管理法上金は金地金（砂金を含む）金と他の金屬との合金、金を主たる材料とするものの三種に分類せられる、此所に於て問題となるは「金を主たる材料とするもの」に付てである、即ち「主たる材料とする」なる言葉は如何なる程度の金の包含量を示すものなるかなり。過誤を避くる爲通常金を材料に使用しあるものに付ては其の輸送、輸出に當り一應許可申請の要あり。

次に「輸送」と言はるは輸送機關に託する輸送にして自ら携帯する場合は之を含まず故に例へば列車等にて輸送する場合も自ら携帯し居る場合を除き自らの監督を離れたる場合即機關側の責任にて之を輸送する場合は之を託送と見なければならぬ、更に自らが常に監視し居る場合にては最初の契約が託送なる場合は此所に所謂託送なるを妨げず。

次に輸出に付て注意を要するは本邦管理法にては對日本並に關東州取引乃至行爲に付ては全く自由となし居る點よりして金の輸出も日本向のものは自由かと言ふに然らず他の點は全く自由なるも金の輸出に關しては日本向並に關東州向のものも他國向と同様に許可を受くるを要する。

三、許可申請

金を輸出又は輸送せんとする者は許可申請書には左記事項（第二十四號第二條並に第三條）を記載

し正副貳通作成の上最寄滿洲中央銀行を經由し經濟部大臣に提出すべし（第二十四號第一條第一項）
A 金の輸出（第二十四號第二條）

金の輸出に關する許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、輸出せんとする者の種類、金の合金並に金を主たる材料とするものにおいて金の含有量
- 三、荷受人の住所、職業及氏名又は商號
- 四、輸出せんとする物が他人の所有に屬する場合には其の所有者の住所、職業及氏名又は商號
- 五、輸送の方法、輸出通過税關名及仕向地、郵便に依るものに在りては差出郵便局名
- 六、輸出の豫定年月日、郵便に依るものにありては差出の豫定年月日
- 七、輸出の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他參考となる可き事項

右申請候也

康德 年 月 日

申請人（第一項に述べたる申請人と同し）

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

第一節 金の輸出並に輸送

右必要事項中、一より六迄に付ては説明の要なきも七及び八に付ては次の點を注意すればよい、即ち輸出の目的其の他之を必要とする事由第七項に付ては出来る丈け之を詳細に記入する事何故なれば國家的事情の許す限り第七項の目的事由が當該申請に對し許可を與ふるや否やの分岐點をなすものなればなり、次に第八項に付ては第一―第七項に付て特に説明を要する點、特異の點等に關し第三者の立場より見て容易に其の事情を察知し得る程度に記載するを要す。

B 金の輸送（第二十四號第三條）

金の輸送に關する許可申請書

- 一、申請書の住所、職業及氏名又は商號
- 二、輸送せんとする物の種類、數量及價額（例、種類金地金「又は金合金、或は金を主たる材料とするもの」）
- 三、輸送の方法及び輸送を委託する機關（例、南滿洲鐵道株式會社）
- 四、送地及發送地
- 五、送出人及受取人の住所、職業及氏名又は商號
- 六、輸送の豫定期
- 七、輸送の目的其の他之を必要とする事由

八、其の他参考となる可き事項

右申請候也

康德 年 月 日

申請人（第一項に述べたる申請人と同一人なる可し）

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

第一項より第六項、第七項及び第八項の記載に關する説明は輸出許可申請書に當りて述べたると同じ。

右に於て金の輸出、輸送に關して述べたが更に許可申請其のものに付き個別許可申請と包括許可申請なるものあるを以て以下之に關し説明を加へよう。

右に述べた輸出乃至輸送は一定時期に於ける一件の輸出又は輸送に關してであるが場合に依りては一定の期間に一定量の金を輸出又は輸送せんとする。斯る場合前者の如く一定時期の一件の輸出又は輸送に關しその都度許可申請をなすとすれば其の繁に堪へず、此所に所謂包括許可申請なるもの必要が起つて來る。

そこで法規に於ても「前項の手續により箇々の取引又は行爲に付許可を受くる事、業務上其の他の

事由に依り若しく支障ある場合は其の事情を經濟部大臣に申出づる事を得、此の場合に於ては經濟部大臣は特別の手續を定むることあるべし(第二十四號第一條第二項)なる一項を設け包括許可申請の道を開いて居る、故に包括許可を受けんとする者はこの法規に基き經濟部大臣の特別の手續の發動を求めなければならぬ、この手續の發動を求むるは如何にすればよいか言へば前述の個別許可申請書の様式並びに記載に多少の變更を加ふる事によつて充分である。即ち

金の輸出

金の輸出に關する包括許可申請書

一七 前述個別許可申請書の記載と同じ

八

本項に於ては前述個別許可申請書の場合に於て述べた記載事項に加へて特に包括許可の申請をなす理由例へば個々に許可申請をなせば許可を受くる迄輸出をなし得ざる結果業務遂行上種々支障を來たし申請人が爲に蒙る損害甚大なり等の理由を詳細に述べるを要す。

そこで本申請に對し當局が許可を與へざるか又與ふるとも個別許可としてこれを許すか、又は申請通り包括的許可を與ふるかは何によつて決するかといふに、許可を與ふるか否かは第七項に依つて決定せられ、個別許可を與ふるか包括許可を與ふるかは第八項に依つて決す、故に此の點を充分注意し特に第七項第八項の記載に當つて詳細なるを要す。

金の輸送

金の輸出に於て述べたる點を準用すれば足る。

次に金輸出に於ても外國に旅行せんとする者の携帯する金を加へたる手廻品及身邊裝飾品は前述の如き許可申請手續を要せず、税關通過の時當該税關吏に當該物品を呈示してその許可を受くるを以て足る(第二十四號第二條第二項)

四、報 告

經濟部大臣の許可を受けて金を輸送するものに關しては輸送後報告の必要なきも(但し之は法規上斯く言へるのみで經濟部大臣が輸送許可を與へるとき特に事後報告すべき事を命じたる場合は輸送に關しても事後報告の要あり實際上輸送の事後報告を命ぜらるるは包括的輸送許可を受けたる場合のみなり)輸出する者は報告をなす要あり。(第二十三號第一條第二項)

即、許可を受けて金を輸出する者は輸出申告に當り税關を経て輸出に關し經濟部大臣に、又郵便によるものは其の郵便差出に當り差出郵局を經濟部大臣に輸出の報告しなければならぬ、但し滿洲外に旅行せんとするものの携帯する手廻品及身邊裝飾品たる金に付ては本報告の要なし、即ち本報告をなさんとする者は次の形式により正副二通作成し之を提出す可し。

様式(第二十四號附屬書式第一號)

命令第一條の規定に依る金地金の輸出報告書

昭和 年 月 日

種別	数量	含有金量	輸出年月日	輸出場所	輸出許可番号	備考

注 意

- 一、本報告書様式ハ金地金ノ輸出ノ爲ノモノナルモ、金ノ合金、金ヲ主タル材料トスルモノノ輸出ノ爲ノモノニモ之ヲ準用ス
- 二、種類ノ欄ニハ金ノ品位(例ヘハ十八金、二十二金等)ノ異ナル毎ニ細別シ品名ヲ記載ス可シ
- 三、含有金量目欄ニハ含有純金ノ量目ヲ凡テ以テ記載ス可シ
- 四、備考欄ニハ輸出ノ目的等ニ付記載ス可シ
- 五、本報告書ノ用紙ノ大キサハ縦二一〇耗、横二九七耗トス可シ

右の報告手續並に様式は法規に於て一應之を定めたるものにして絶対的のものに非ず即ち第二十四號第二十四條第三項により右の手續乃至様式により報告すること業務上其の他の事由に依り著しく支障ある場合は其の事情を經濟部大臣に申出づることを得る此の場合には經濟部大臣は特別の手續を定むることがある。

次に經濟部大臣は必要と認むるときは事項及人を指定して金の輸出輸送に關し本令に定むるもの外報告を徴し又は本令に定むる報告を免除することを得るし(右免除を受けんとする者は免除を受けんとする理由を具し經濟部大臣に申請をなさねばならぬ、申請の様式は自由直接之を經濟部大臣に提出する事)又官吏をして何人に對しても金の輸出輸送に關係ある事項に付其の帳簿其の他の検査をなさしめ得る。

右金の輸出輸送に關し一定の期間内に明細書又は報告書を提出す可き義務を負ふ者變災其の他の已むを得ざる事故に由り其の期間内に提出する事能はざるときは其の事故止みたるときはその事由を具し遅滞なく提出す可し。

五、金の賣却強制

金の重要性に鑑み法は第五條第一項第一號にて金を有する者に對し中銀又はその他政府指定するものに對し賣却を命じ得る權限を經濟部大臣に與へて居る、そのとき賣却價額は大臣之を定む(同條第二項)併し未だ經濟部令に基く強制處分は行はれ居らず(第二十三號第三十二條)

六、罰 則

第一節 金の輸出並に輸送

金の輸出又輸送に關し許可を受く可しとの規定に不拘若し許可を受けずして輸出又輸送したる場合その者は三年以下の有期徒刑又は一萬圓以下の罰金に處せらる、但し當該輸出又は輸送にかかる金の價額の三倍が一萬圓を超えるときは罰金は當該金の價額の三倍以下とせらる（法第五條第一項）

次に金の輸出に關しては其の豫備行爲が取締らるる事である、刑法上犯罪に對し豫備を課罰せんとするときは特に規定を要す、これ反面よりすれば特別の規定なき限り犯罪豫備行爲は罰せられざるものなりと言ひ得る。

然るに法第五條第二項に於て「第一條の規定に基きて發する勅令に違反し金地金、金の合金、金を主たる材料とする物又は銀地金を輸出する目的を以て取得し又は輸出せんとしたる者亦前項に同じ」とあるを以て輸出の豫備行爲も現實の輸出と同様の課罰規定の適用を受く、但し銀地金に關しては部令第二十三號に於て取締り規定なく許可なしに輸出輸送をなし得る。

次に例へ金の輸出に於て許可を受けたる者と言へども前述の輸出事後告又其他をなさざる者又は許可申請書に虚偽の事項を記載したる者又は金の輸出に付き帳簿其他の險査を拒み帳簿、書類の隱弊、不實の申立其他の方法により検査を妨げたる者は六ヶ月以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處せらる（法第五條第四項）

以上の課罰行爲を法人の代表者、又法人若は人の代理人、使用人其他の従業者が其の法人又は人

の業務に關してなしたるときは行爲者を罰するの外法人又は人に對して前述の罰金刑が科せられる（法第六條）

「業務に關して」とは「代理人、使用人が本人又は法人より與へられたる權限内に於て主人の爲にする一切の業務を遂行にあたりて」の意味なり。

第二章 證券

一、總 說

近代は將に財産の證券化とも言ふ可き時代にして證券の經濟界に於ける重要性は周知の事實で爲替管理法に於ても之を無視するを得ず、特に外貨證券に於ては外國通貨外國爲替そのものと同様の機能を有するものがある、右の事情に基き法第一條第六號、第十號、第四條第一項第二號に於て先づ之を取締り得る權限を認め其の具體的發動として第二十三號第五條、第十一條、第十七條、第十八條、第二十五條、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第三十二條、第二十五號第三條、第四條等に於て之が取締りをなし又證券に付て行はれる諸種の取引又は行爲に關する報告義務を規定してゐる。

二、法 文 解 釋

第二十三號第四條第一號

先づ爲替管理法上「證券」とは如何なるものを指すか、第二十三號第四條第一號の規定によれば「本令に於て證券とは、本邦又は外國の公債、社債、株式又は公債、社債の利札」に限られて居る此所に

公債とは國債及び地方債をいひ、又證券は邦貨表示たると外貨表示たるとを問はず、尤も登録式のものとは之を含まず。

第二十三號第十一條

次に「輸出入」の意義に付ては通常謂ふ所の輸出入（通關したるもの）の外に保税工場及び保税倉庫より又はへ出入する場合をも包含する）更に「滿洲外」なる文句は日本を含まざるを以て對日本證券の輸出入は自由なり、又滿洲内は關東州を含む故對關東州證券の輸出入も自由なり。

第二十三號第五條

爲替管理法上「外貨證券」とは第二十三號第五條に依れば外國通貨を以て表示せられたる公債、社債、株式又は公債社債の利札を謂ふとある故に、本邦證券たると外國證券たるとを問はず外貨表示の證券（前述參照）は總べて外貨證券と呼ばれる。更に同條は外貨證券の意義を擴張してゐる即ち登録したる公債、社債又は株式にして外國通貨を以て表示したるものも外貨證券と見做される但し日本圓は第二十三號第二條により外國通貨に非ざるを以て日本圓表示の證券は外貨證券に非ず國幣證券と同一地位にあり。

次に本條に所謂有債取得に關し説明を加へよう。

有債とは對價を與ふるの意味なるを以て對價は財産的價值を有するものなる限り其の如何なるもの

たるを問はず、(但し勤勞を對價とする場合は此所に所謂有債取得の概念に入らざるものなり)故に無債にて之を取得する場合例へば贈せられたる場合遺贈せられたる場合、は之に該當せず。

第二十三號第十六條

「該輸出證券に付外國に於て要したる費用」とは該輸出に直接必要なる費用例之委託販賣積送品に付支拂を要する倉敷料、保險料販賣手数料の如き該貨物に直接附帶する費用のみを指す。

第二十三號第十七條

本條に於て注意を要する點は證券債務者の支拂停止と賣却又は支拂の義務如何である。此の問題に關しては次の如き解釋を以て妥當なりとす。

即ち滿洲内に於て所有する外貨證券の債務者が元本又利札の支拂を停止したるときは支拂期日は延期せられたるものなるを以て元の支拂期日後三ヶ月以内に賣却し又は支拂を受けざる事に付、許可を受くる事を要せず、支拂の開始又は新に定められたる支拂期日によつて更めて本條の適用あるものとす、但支拂停止の事情に付きては經濟部大臣宛に詳細報告を要す。

第二十三號第十八條

先づ第一項に付問題となる利札なき證券の利息受入れ本項の取寄義務に付てである。之に關し次の解釋を以て妥當とす。

即ち外國に於て所有する外貨證券に附屬利札なくして利息の支拂を受けたるものも取寄義務あるものとす。

更に證券債務者が支拂を停止したる場合に於ては前述第十七條に付て述べたる所を參照す可し。

次に第二項に於て注意を要す可き點に付き述べよう。

本項に所謂「滿洲外に於て要したる費用」とは當該證券の賣却又は之が支拂を受くるに付必要なる手数料及公租公課等を含む

三、許可手續

A 外貨證券の有債取得(第二十三號第五條)

外貨證券の有債取得をなさんとする者は左記事項(第二十四號第九條)を記載したる許可申請書正副二通作成の上最寄滿洲中央銀行を經由し經濟部大臣宛提出す可し。

外貨證券の有債取得許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、外貨證券の名稱及數量
- 三、對貨たる通貨等の種類及豫定額

- 四、外貨證券の受渡地
 - 五、取引の相手方又は媒介人の住所、職業及氏名又は商號
 - 六、取得の豫定期
 - 七、取得の目的其他之を必要とする事由
 - 八、其他参考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人（第一項の申請人と同一人なること）

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

右必要事項中一、五、に付ては記載上説明を要す可き點なきも二、三、四、六、七、八に付き簡單に説明を加へよう。

二の外貨證券の名稱及數量の欄には取得す可き外貨證券の種類及び枚數を記入す數種の外貨證券を同時に取得せんとする場合は例へば「Treasury bill 額面 £1,000,000 十枚、滿洲國米貨公債四號額面 500 十二枚等」記入す可し。

三の對貨たる通貨等の種類及豫定期には例へば國幣を對價とするときは「對價の種類、國幣豫定期七萬圓」等記載す可し豫定期とあるは爲替相場の變動を考慮したる結果なり。

四 受渡地、數個あるときは何の種の證券が何所にて受渡せらるるか明かにすること。

六 取得の豫定期は一定時期を明白に書くの要なく種々取引上の都合を考慮し「康德五年二月中旬」等の文句を記入するも可なり、但し「康德五年中」等は勿論不可なり。

七 取得の目的其他之に必要とする事由、此の欄の記載は最も詳細且つ公明正大なるを要す本許可申請が許可になるか不許可になるかはかかつて此の一欄にあるを知るときその記載の重要性を知り得よう。

八 其他参考となる可き事項は特に説明を要す可き事項例へば前一より七迄の中で特種事項に屬し説明せざれば第三者には不明なる點等に關し述べれば足る有價取得の對價が不動産なるが如き場合、その所在地等を記載すべし。

本許可申請にても包括許可申請（第二四號第一條第二項）と個別許可申請とあり、前述したるは個別許可申請にして一定時期に於ける一取引に對するものなる故に一取引を一定期間内分割して行はんとするとき一定期間に數個の取引（例へば取引の相手方の異なる爲に取引が數個となるが如し）を行はんとするが如き場合は包括許可申請をなせば個々に於て申請をなすの要なく繁雜を避け得る事になる。

左に包括許可申請の様式を述べよう。

外貨證券の有債取得包括許可申請書

- 一―四 個別許可申請に關して述べたと同じ。
- 五、取引の相手方又は媒介人の住所、職業及氏名又は商號（數人あるときは何の種の證券を何人を媒介として何人より取得するかを明白にすること）
- 六、取得の豫定期（例へば康德五年二月より同年五月迄）
- 七、（個別許可申請書の場合と同じ）
- 八、（個別許可申請書に於て記載を要す可き事項に更に何故に包括許可申請をなすかの理由例へば「個々に申請をなすときは繁雜を來し業務上の支障大なるを以て」等を記入すべし）

右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

B 外貨表示地方債、社債の發行又は滿洲外に於て滿洲内又日本國に在る財産を擔保とする外貨表示

の借入金（五三頁参照）

本行爲をなさんとするものは左記事項（第二十四號第十二條）を記載したる許可申請書正副二通を作成の上最寄滿洲中央銀行を經由し經濟部大臣宛提出す可し。

外貨表示地方債（又は社債）の發行許可申請書

（滿洲外に於て滿洲内（又は日本國）に在る財産を擔保とする外貨表示の借入金許可申請書）

- 一、申請書の住所職業及氏名又は商號
- 二、地方債若は社債發行豫定期又は借入豫定主要條件
- 三、擔保物の種類、數量及所在地
- 四、地方債若は社債の豫定發行地又は豫定借入地
- 五、契約相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 六、地方債若は社債發行又は借入の豫定期
- 七、地方債若は社債發行又は借入の目的其の他之を必要とする事由
- 八、其の他參考となる可き事項

右申請候也

康徳 年 月 日

110

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

申請人

印

右必要事項中二の「豫定主要條件」としては地方債又は社債の發行に當つて將來の應募者と發行者との間に定められ可き主要條件に付て記入し借入金の場合には借主と貸主との間の消費貸借契約の主要條件に付て記入せば足る、更に之に於て地方債若社債の發行に於て「契約の相手方」とは應募者たる可きものにして之は多數なるに付き到底本欄に其の總べてに付て記入するを得ざるを以て國別に應募者の人數を擧ぐれば足る、七、八に付ては前述外貨證券の取得許可申請に於て述べたる所を参照せられたし。

尙本許可申請にも個別許可申請と包括許可申請とがある、其の包括許可申請を提出す可き場合又其の許可申請書の書方等に付ては前述に「外貨證券の有價取得許可申請書」に於て述べたる所を参照せられたし。

C 證券の輸出入(第二十三號第十一條)

證券を滿洲外より滿洲内へ輸入し、滿洲内より滿洲外へ輸出せんとするときは左記事項(第二十

四號第十四條)を記載したる許可申請書正副二通を作成し最寄滿洲中央銀行を経て經濟部大臣に提出す可し(第二十四號第一條第一項)

但し證券を携帶輸入せんとする者は輸入通過税關に到着の際左記事項を記載したる許可申請書正副二通を當該税關を経て經濟部大臣に提出することを得(第二十四號第十五條)

證券輸出(入)許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、證券の名稱、數量及所在地
- 三、證券を取得したる原因及時期
- 四、證券の發送人及名宛人の住所、職業及氏名又は商號
- 五、證券が他人の所有に屬する場合には其の所有者の住所、職業及氏名又は商號
- 六、輸送の方法(輸入に在りては郵便差出地又は輸入通過税關)輸出に在りては差出郵局名又は輸出通過税關名
- 七、(輸入又は)輸出の豫定期、郵便に依り輸出するものに在りては差出の豫定期
- 八、證券が賣買の目的たるものに在りては其の代金決済の方法及豫定期
- 九、(輸入又は)輸出の目的其他之を必要とする事由

十、其の他参考となる可き事項
右申請候也

康德 年 月 日

申請人

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

左記必要事項中其の項に當該せざるときも其の項を申請書に記入し其の項には「該當事項なし」と記入す可し。

本申請に於ても前述の如く個別許可申請書と包括許可申請書とがある、其の提出を要する場合並びに申請書式は前述外貨證券有債取得許可申請書に關して述べたる所に準ず。

此所に於て一言す可きは證券の輸出入に伴ひ外國爲替取引が起るとき外國爲替取引に關する後述許可申請書をも提出しなければならぬ、但し證券の無爲替輸出入に付ては證券は爲替管理法上貨物としてあつかはれざる（第二十三號第四條第一項第一號參照）を以てその無爲替輸出入其のものに付て許可申請の要なく證券の輸出入に付ては無爲替なると有爲替なるとを問はず常に本項に於て述べたる許可申請をなせば足る。

D 無爲替輸出をなしたる證券の代金回収

價額全部又は一部に付外國爲替を取組まずして證券を滿洲外へ輸出したる者（勿論當人は前述の證券輸出許可を得て輸出したる者なり）にして其の證券の代金を滿洲外より受領す可きものは該證券に付滿洲外に於て要したる費用を除き（第二十三號第十六條に於ては更に滿洲より滿洲内へ輸入したる貨物代金に充當したる部分も控除しとあるもかかる輸入貨物代金への充當は第二十五號第三條により經濟部大臣の許可を要す事となりたりこの點に關しては後述）該證券の仕向地に到着後五ヶ月内に之を滿洲内に回収す可きなるも若し事情により五ヶ月以内に回収せざる者又は全然代金を回収せざる者は經濟部大臣の許可を受くべし（第二十三號第十六條）

この許可を受けんとする者は左記事項を記載したる正副二通の許可申請書を最寄滿洲中央銀行經由經濟部大臣宛提出す可し

無爲替にて輸出したる證券の代金の不同收（又は回収期間延長）許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、他人が輸出申告又は郵便差出の手續をなしたるときは其の者の住所職業及氏名又は商號
- 三、荷受人の住所、職業及氏名又は商號
- 四、輸出證券の名稱、數量、價額及送り狀金額

- 五、輸出の時期及輸送の方法
 - 六、輸出證券の仕向地及到着時期
 - 七、不同收（又は回收期間延長）を必要とする事由
 - 八、其の他参考となる可き事項
- 右申請候也

康徳 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

左記必要事項中一乃至六に付ては問題なきも七、八に付ては前述する所を参照の上明瞭詳細公正に記入する事。

本許可申請に於ては包括許可申請の問題は生ぜず。

E 支拂期日到來したる外貨證券の處分

滿洲内に於て所有する外貨證券にして支拂期日到來したるものは其の期日後三ヶ月内に滿洲内に於て之を賣却し若は取立依頼を爲し又は滿洲内に於て之が支拂を受く可きも理由ありて之をなさざ

る者は經濟部大臣の許可を受くるを要す（第二十三號第十七條）又滿洲外に於て所有する外貨證券又は滿洲外に於て支拂を受くる外貨證券の利益金若は配當金にして支拂期日到來したるものは其の期日後三ヶ月内に之が支拂を受け又は賣却す可きも之をなさざる者は經濟部大臣の許可を受くるを要す。（第二十三號第十七條第十八條第一項）

右外貨證券及びその利益金、配當金等の賣却、取立依頼、又は受領の期間延長に關する許可を受けんとするものは左記事項（第二十四號第十八條）を記載したる正副二通の許可申請書を最寄滿洲中央銀行經由經濟部大臣宛提出す可し。

外貨證券（又は外貨證券の利益金若は配當金）賣却（又

は取立依頼、支拂金受領）の期間延長許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、外貨證券の名稱、數量及所在地
- 三、外貨證券（外貨證券の利益金又は配當金）の支拂期日及支拂金額
- 四、期間延長を必要とする金額
- 五、賣却（取立依頼又は支拂金受領）の見込時期
- 六、期間延長を必要とする理由

七、其の他参考となる可き事項

右申請候也

康德 年 月 日

申請人

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

右必要事項の記載に關しては外貨證券の取得許可申請書に於て述べたる所を参考せられたし。
又本申請には包括許可申請なるものを認むるを得ず

F 外國所在の外貨證券の代り金の取寄

滿洲外に於て所有する外貨證券を賣却し若は之が支拂を受け又は外貨證券の利金若は配當金を滿洲外に於て支拂を受け若は之を受取る權利を讓渡したるとき其の代り金は當該證券の賣却又は支拂を受ける爲又は利金、配當金の支拂を受く權利の讓渡の爲必要なる手数料、公租、公課等の費用を支拂ひたるものを除き二ヶ月内に之を滿洲内に取寄する手續をなすべきも（但し其の金額通して千圓相當額未滿なる場合は之の限りに非ず）之をなざる者即ち二ヶ月以後その代り金を回収し又全然回収せざる者は經濟部大臣の許可を受くるを要す（第二十三號第十八條第二項）

右許可を受けんとする者は左記事項（第二十四號第十九條）を記載したる正副二通の許可申請書を最寄滿洲中央銀行經由經濟部大臣宛提出す可し。

外貨證券賣却（又はその支拂を受くる權利又はその利金若は配當金の支拂を受け若は之を受取る權利を滿洲外に於て讓渡したる場合）の代り金の不取寄（又は取寄期間延長）許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
 - 二、外貨證券の名稱、數量及所在地
 - 三、外貨證券（外貨證券の利金若は配當金）の賣却（又は支拂金の受領）の時期及金額
 - 四、賣却先（又は支拂人）の住所、職業及び氏名又は商號
 - 五、不取寄金額（又は取寄期間延長を必要とする金額）
 - 六、（取寄期間延長の場合に在りては取寄の見込時期及方法）
 - 七、不取寄（又は取寄期間延長）を必要とする理由
 - 八、其の他参考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

右必要事項の記載に關しては外貨證券取得許可申請に於て述べたる所を參照すること。
又本申請にも包括許可申請なるものは認められず。

以上に於て許可申請に付て述べたるも更に許可申請に當つては左の點を注意しなければならぬ。

法人の代表者、代理人、使用人其他の従業者が外國に於てなす取引又は行爲に付き許可申請する場合には法人の本店、主たる事務所又は新京所在店舗より申請書を提出す可し此の場合に於ては其の取引又は行爲を爲す者の住所、職業及氏名又は商號をも記載す可し、人の代理人、使用人、其他の従業者が外國に於てなす取引又は行爲に付き許可を申請する場合には本人又は使用主より申請書を提出す可し此場合にては其の取引又は行爲をなす者の住所、職業及び氏名又は商號をも記載す可し（第二十四號第二十三條）

四、外貨證券の處分強制

經濟部大臣は外貨證券を有する者に對し業務上其他正當なる理由に基き其の保有を必要なりと認

むるものを除くの外自ら之を處分すべきこと又は滿洲中央銀行其他經濟部大臣の指定する者に賣却すべきことを命ずることを得る（第二十三號第三十二條）

併本規定は經濟部大臣にかかる處分強制の權限を認めたるのみにして未だ事實上その發動を見ず外貨證券の保有者は現在前述の如き處分義務あるものに非ず。

五、報 告

A 外貨證券の有償取得

第二十三號第五條に定めたる許可を受けて外貨證券を有償にて取得したるものは同號第二十七條第四號の規定に基き各月分を翌月十五日迄（滿洲外に旅行せんとするものは前項の期限に不掏出發前報告すべし）に左記（第二十四號附屬書式）の様式により正副二通の報告書を作成し最寄中銀を經て大臣に報告す可し、但し證券業者は別に特種の報告するを以て本報告は不要。

第九號の四

命令第二十七條の規定に依る外貨証券所有高増減報告書

康徳 年 月分 住所 氏名又は商號 (印)

(前同提出 何年何月分)

証券名稱 前月末現在 高券面總額 (又ハ株數)	當 月 中 取 得 高			當 月 中 處 分 高			前月末現在高 券面總額 (又ハ株數)	所在地
	券面總額 (又ハ株數)	價額	取得ノ方法 及理由	券面總額 (又ハ株數)	價額	處分ノ方法 及理由		

記載上ノ注意

- 一、証券名稱ハ第二十四號附屬書式第七號書式ノ例ニ準ジ記載ス可シ
- 二、右第七號書式(甲)①ノ注意乃至④ニ準ズ
- 三、公債、社債ノ利札ニ付テハ支拂期日到来シタルトキ之ヲ取得高ノ欄ニ記載スベシ
- 四、公債、社債ノ利札ヲ支拂期日前ニ處分シタルトキハ其ノ支拂期日ヲ券面總額ノ欄ニ附記ス可シ
- 五、外貨証券利金又ハ外貨株式配當金ニシテ支拂期日到来シタルトキハ之ヲ取得高ニ之ガ支拂ヲ受ケ若ハ之ヲ受取ル權利ヲ讓渡シタルトキハ之ヲ處分高ニ掲記スルコト
- 六、他ノ証券ニ増減アリタルトキハ増減ナキ証券ニ付テモ其ノ月末現在高ヲ記載ス可シ
- 七、代理店ニ於テ保管セシメ又供託シ居ルモノニ付テハ所在地ノ欄ニ保管店名供託所名等ヲ記載ス可シ
- 八、信託會社ハ信託勘定ノ外貨証券ニ付本表ニ準ジ別ニ報告スルコト但シ該別表ニ其ノ旨記載スルコト
- 九、外貨証券ノ賣買ヲ主タル業トスルモノハ別ニ報告ニ關スル規定アルヲ以テ本報告書ヲ提出スルニ及ハス
- 十、取得ノ方法及理由ノ欄ニハ許可書番號ヲ附記スルコト
- 十一、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トス可シ

B 第二十三號第九條により許可を受けて外國通貨を以て表示する地方債若社債の發行をなしたる者の報告

本令施行後外國通貨を以て表示する地方債又は社債の發行又は償還をなしたる者は第二十三號第二十七條の規定に基き左記により正副二通の報告書を作成し各月分を翌月二十五日迄最寄中銀を経て大臣宛報告す可し(但し右發行又は償還額を通じて千圓相當額以下なるときは本報告は不要)

第二十四號附屬書式第九號の十一

命令第二十七條の規定に依る外貨地方債社債高増減報告書

康徳 年 月分 住所 氏名又は商號 (印)
(前同提出 康徳何年何月分)

地方債又ハ社債名稱	前 月 末 現 在 高			當 月 中 發 行 高			當 月 中 償 還 高			前 月 末 現 在 高
	券面總額 (又ハ株數)	價額	取得ノ方法 及理由	券面總額 (又ハ株數)	價額	處分ノ方法 及理由	券面總額 (又ハ株數)	價額	處分ノ方法 及理由	

注 意

一、發行者ノ手持セルモノニ付テハ月末現在高ニ内書ス可シ

- 二、本報告書用紙ノ大キサハ縦一八二耗、横二五七耗トス
- 三、各地方債、社債ノ前月末現在高ト本月末現在高ト變動ナキトキハ本月份報告ハ之ヲナスノ要ナシ、各地方債社債ノ中何レカガ前月末現在高ト本月末現在高ト異ナルトキハ他ノ變動ナキ分ニ付テモソノママ報告ノ要アリ

C 証券の輸出入をなしたる者の報告

第二十三號第十一條第一項の規定に基き証券を滿洲外より滿洲内輸入し滿洲内より滿洲外へ輸出したる者は同條第二項の規定に基き左記第二十四號附屬書式第二號の一並びに第二號の二により正副二通の報告書を作成し、証券を輸出し又輸入したる日より二週間に最寄中銀經由大臣に報告す可し、但し証券を携帶し滿洲外に旅行せんとする者は出發前報告を要す。

輸入者の報告書

第二號の一

命令第十一條の規定に依る証券輸入報告書

証券名稱	券面金額ノ種類	枚數	券面種類	記號及番號	郵便送地又ハ輸入港	發送人ノ住所氏名又ハ商號	輸入目的	輸入年月日	輸入許可書番號	備考

注意

- 一、証券名稱ハ第七號書式ノ例ニ準シテ記載スベシ
- 二、輸入証券ノ代リ金ヲ滿洲外ニ支拂又送付スルモノニ在リテハ其ノ決済方法、時期等ヲ輸入目的ノ欄ニ記載スベシ
- 三、輸入証券ノ附屬利札中既ニ支拂期日到来セルモノアル場合ノ其ノ金額、支拂期日等ヲ備考欄ニ記載スベシ
- 四、報告者カ所有者ニ非サルトキハ所有者ノ住所、氏名又ハ商號ヲ備考欄ニ記載スベシ
- 五、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横二六四耗トスベシ

輸出者の報告

命令第十一條の規定による証券輸出報告書

証券名稱	券面金額ノ種類	枚數	券面種類	記號及番號	差出郵便局名又ハ積出港	名宛人ノ住所氏名又ハ商號	輸出目的	輸出年月日	輸出許可書番號	備考

注意

輸入者ノ報告書ニ於ケル注意一二三四五ニ準ス

D 價額の全部又は一部に付き外國爲替を取組まずして証券を滿洲外に輸出し該証券の代金回収中なる者。

第十一條の規定に基き許可を受けて證券を滿洲内より滿洲外に輸出したる者の中その價額の全部又は一部に付き外國爲替を取組まずして輸出したる者にして其の代金を滿洲外より受領す可き者は該證券に付滿洲外に於て要したる費用及第二十五號第三條の規定により許可を受けて滿洲外より滿洲内への輸入貨物の代金に充當したるものを除き該證券の仕向地に到着後五ヶ月内に滿洲内に回収しなければならぬ、但し經濟部大臣の許可を受けたるものはその代金を不回收の儘にする事も出来るし又五ヶ月以内に之をなさず、五ヶ月以後に於て之をなす事が出来る。

右五ヶ月以内に回収する者、許可を受けて五ヶ月以後之を回収する者はその證券に付き滿洲外に於て要したる費用又滿洲外より滿洲内への輸入貨物代金その他への充當の狀況並びに回收狀況に付又代金を回収せざるものは右充當に關し第十六條第二項の規定に基き左記第二十四號附屬書式第四號により報告書一通を作成し各月分を翌月十五日迄に直接經濟部大臣に報告すべし。

第四號

命令第十六條の規定による代金充當及回收報告書

康德 年 月 回收分 住所 氏名又は商號 印

出年月日	輸出申告書番号	送付額	荷受人ノ住所	積載船名	輸出申告者	代 金 回 收			備 考
						回收日	回收金額	代金中ヨリ充當シタル金額及理由	

注 意

- 一、輸出月日順ニ記載ス可キコト
- 一輸出ニ付代金ノ一部回收ノ場合ハ全額回收ヲ俟チ一括報告ス可シ代金ノ全部ヲ滿洲外ニ於テ要シタル費用其ノ他ニ充當シタル月ヲ以テ報告ノ事
- 二、送り狀金額其ノ表示通貨ヲ以テシF、O、B、C、I、F等ノ種類ヲ記載スルト共ニ外貨ナルトキハ國幣換算額ヲ併記スベシ送り狀ヲ作成セザルトキハ輸出申告價額ヲ記載スベシ
- 三、輸出申告者ノ欄ニハ他人カ輸出申告又ハ郵便差出ヲナシタルトキハ該申告者又ハ差出人ヲ記載スベシ
- 四、代金取寄義務免除ニ付許可ヲ受ケタルトキハ代金中ヨリ充當シタル金額及事由ノ欄ニ許可書番號ヲ附記スベシ
- 五、銀行經由代金ヲ回收シタル場合ハ回收方法ノ欄ニ經由銀行名、取立爲替、送金爲替(電信送金、送金手形)等ノ別ヲ記載スベシ
- 六、備考ノ欄ニハ荷受人ト代金支拂人ガ異ナル場合ノ理由送り狀金額カF、O、B價額ニシテ仕向地迄ノ運賃及保険料等ヲ立替ヘタル場合ハ其ノ金額及其ノ他參考トナル可キ事項ヲ記載ス可シ
- 七、一部無爲替輸出ノ場合ニハ爲替取組金額ヲ回收代金額ノ欄ニ括弧書ス可シ
- 八、郵便差出貨物ニ付テハ輸出申告番號及積載船名、鐵道便貨物ニ付テハ積載船名ヲ記載スルニ及バズ
- 九、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗三六四耗トスベシ

E 外貨證券を處分したる者の報告

第二十三號第十七條、第十八條に規定する外貨證券に關する處分をなしたるもの即ち滿洲内に於て所有する外貨證券にして支拂期日到来したるものを其の期日後三ヶ月内に於て（大臣の許可あれば三ヶ月以後に於ても可なり）之を賣却し若は取立依頼をなし又は滿洲内に支拂を受けたる者又は滿洲外に於て所有する外貨證券又は滿洲外に於て支拂を受くる外貨證券の利金若は配當金にして支拂期日到来したるものを其の期日後三ヶ月以内（大臣の許可あれば三ヶ月以内に非らざるも可）に支拂を受け又は之を賣却したる者は「外貨證券有債取得者の報告」と同一方法並に様式により報告す可し（第二十三號第二十七條第四號）但し證券業者は次述の如き特種報告あるを以て本報告を提出するに及ばず。

F 證券業者の報告

證券の賣買又は其の媒介を主たる業とする者は次の如き（第二十四號附屬書式第七號）毎月の外貨證券（外貨證券の如何なるものなるかに關しては前述「法規解釋」の項參考の事）の賣買又はその媒介に關する報告書正副二通を作成し當月分を翌月十五日迄に最寄中銀を経て經濟部大臣宛報告す可し（第二十三號第二十五條）

第七號

命令第二十五條の規定に依る外貨證券賣買に關する明細書

(甲) 賣買分

康德

年

月分

住所

氏名又は商號

印

證券名稱	前月末現在高(額)券面ハ、枚數		當月中買受分		當月中賣渡分		月末現在高(額)券面ハ、枚數	所在地
	券面ハ、枚數	買買價額	券面ハ、枚數	買買價額	券面ハ、枚數	買買價額		
本邦證券								
國債								
地方債								
何市何公債								
社債								
何會社何社債								
株式								
何會社何株式								
(株ノ額面金) 類同拂込類同								
利札								

何 公 債	
何 社 債	
外 國 證 券	
何 國 何 公 債	
地 方 債	
何 國 何 市 公 債	
社 債	
何 國 何 會 社 何 社 債	
株 式	
何 國 何 會 社 何 株 式	
(一 株 ノ 額 面 金) (何 額 及 金 額 何)	
利 札	
何 公 債	
何 社 債	

注 意

一、受渡済ノモノニ付記載ス可シ

- 二、支店ヲ有スルモノハ本支店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ、本支店間、支店間ノ賣買ニ付テモ記載ス可シ
- 三、賣買價額ノ欄ニハ經過利子ヲ含メル金額ヲ記載スベシ
- 四、自己所有證券ノ附屬利札ニシテ支拂期日到来シタルモノハ當月中買受分中ニ合計記載シ其ノ額ヲ括弧ヲ設ケ別書スベシ
自己所有證券ノ附屬利札ヲ支拂期日前ニ賣却シタルモノハ當月中賣渡分ノ欄ニ括弧ヲ設ケ別書スベシ
- 五、本明細書ノ用紙ノ大サハ縦三六四耗、横二五七耗トス
- 六、證券種類ニアンドーラインヲ附シタル者ノミ報告者之ヲ書入ルルヲ要ス

(2) 明細分

證券名稱	康 德 年 月 分				住 所				氏名又は商號	備 考
	當 月	中 月	買 受 分	備 考	當 月	中 月	賣 渡 分	備 考		
	券面總額 又ハ株數	買價額	賣價額 氏名又ハ商號	備 考	券面總額 又ハ株數	買價額	賣價額 氏名又ハ商號	備 考		

注 意

- 一、證券名稱ハ(1)總括書式ノ例ニ準ジ記載ス可シ
- 二、買受利札ハ報告スルニ及ハス賣渡利札ニ付テハ支拂期日ヲ備考欄ニ附記スベシ
- 三、(1)注意乃至1ニ準ス
- 四、本明細書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トスベシ

(乙) 賣買の媒介分

證券名稱	券面總額又ハ株數	賣買價額	賣主姓名 住所	買主姓名 住所	備考

注意

- 一、(甲)のノ注意一及三ニ準ズ
- 二、本明細書ノ用紙ノ大キサハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

G 外貨證券を有する者が本令施行地内に住所を有するに至りたる場合の届出

外貨證券を有する者が本令施行地内に住所を有するに至りたるときは第二十三號第二十八條の規定により左記により正副二通の届出書を作成し最寄中銀經由經濟部大臣宛届出可し、但し其の金額通じて千圓以下なるときは右届出は不要。届出の期間は住所を有するに至りたる月の翌月の十五日迄とす。

第二十八條の規定により外貨證券所有高届出書

康徳 年 月 日 (届出日) 住所氏名又は商號 (新) (舊)

證券名稱	取得ノ方法	所在地

注意

- 一、證券ノ名稱ハ第二十四號附屬書式第七號(甲)①表ニ掲ゲタルモノニヨル
- 二、取得ノ方法ハ何所テ如何シテ取得シタルカラ記入ス可シ
- 三、所在地ハ該證券ノ所在地ヲ證ス
- 四、本届出書ノ大キサハ縦二五七耗横三六四耗トス

尙右届出者が滿洲内に住所を有するに至りたる後外貨證券を取得又は處分したる場合は前述により別途報告の要あるに付一言注意して置く。

右の報告手續並に様式は法規に於て一應之を定めたるものにして絶対的のものに非ず、即ち第二十四號第二十四條第三項により右の手續乃至様式により報告する事業務上其の他の事由により著しく支

障ある場合は其の事情を經濟部大臣に申出づる事を得る此の場合にては經濟部大臣は特別の手續を定むる事がある。

次に經濟部大臣は必要と認むるときは事項及び人を指定して證券取締り事項に關し本令に定むるものの外報告を徴し又は本令に定むる報告を免除することを得る（右免除を受けんとする者はその理由を具し經濟部大臣に申請しなければならぬ、申請の様式は自由且つ申請書は直接之を經濟部大臣に提出するを要す）又官吏をして何人に對しても證券に關する取締り事項に付き其の帳簿其の他の検査をなさしめ得る（第二十三號第三十條、第三十一條）

右により一定の期間内に明細書又は報告書を提出す可き義務を負ふ者變災其の他の已むを得ざる事故に依り其の期間内に提出する事能はざるときは其の事故止みたるとき其の事由を具し遲滞なく提出す可し。

六、罰 則

A 前述に於ける許可を要する行爲又は取引を許可を受けずして之をなしたる者は三年以下の有期徒刑又は一萬圓以下の罰金に處せらる但し當該取引又は行爲の目的物の價額の三倍が一萬圓を超ゆるときは罰金は當該價額の三倍以下とす（法五條一項）

B 前項の申請書に虚偽の記載なし又は前述の諸報告をなさず又は之をなすも虚偽の報告をなし又は帳簿其の他の検査を拒み又は帳簿書類の隱弊不實の申立其の他の方法により検査を妨げたるものは六ヶ月以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處せられる（法五條第四項）豫備行爲は罰せられず。

C 外貨證券に關する政府の處分命令に従はざる者は一年以下の有期徒刑又は當該外貨證券の價額の二倍以下の罰金に處せらる（法五條三項）

D 法人の代表者又は法人若しは人の代理人、使用人其の他の從業者が其の法人又は人の業務に關して上述の課罰行爲をなしたるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦上述の罰金刑を科す（法六條）

E 上述の罰則は本令施行地に本店又主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の從業者が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す、本法施行地に住所を有する人又は其の代理人、使用人其の他の從業者が本法施行地外に於て爲したる行爲にも又適用される。

第三章 一般外貨債權債務

一、總 說

外貨債權債務の取得又は處分は往々資本の海外逃避、爲替思惑其のものであり又之を伴ふものである、故に爲替管理法に於ても之に關する充分の取締り規定を設け資本逃避防止、爲替思惑に對する直接的取締りに並んで間接的取締りの地位と役割とを與へて居る。

即ち法第一條第六號に於て政府が外國通貨を以て表示する債權又は債務の取得又は處分を取締り得る權限を認め之に基き外貨表示債權の讓渡は經濟部大臣の許可を受けしめ(第二十三號第六條)滿洲内に於て外貨表示の債權又は債務を取得す可き預金、消費貸借、信託又は保險(再保險及海上保險を除く)の契約をなすには經濟部大臣の許可を受けしめ又滿洲内若は日本に在る財産を擔保として滿洲外に於て外貨表示の借入金をなすにも經濟部大臣の許可を受けしめて居る(第二十三號第七、第八條)

更に許可を受けて右取引又は行爲をなしたる者に對しては事後報告をなさしめ(第二十三號第二十七條)外貨表權又は債務を有する者が滿洲内に住所を有するに至りたるときは之を大臣に届出しめ(第二十三號第二十八條)又は大臣に何時にても必要と認むるときは外貨表示債權の強制處分を命じ得

る權限を與へられて居る。

二、法規解釋

第二十三號第六條外國通貨を以て表示する債權とは外國爲替及外貨證券を除く一切の財産的價值を有する外貨表示の債權にして例へば信託の受益權貸金債權保險金若は保險料受取債權、損害賠償請求權等の一切を含む、注意す可き事は滿洲外より滿洲外に仕向けたる外貨表示の爲替は通常外國爲替なる概念に包含せられるも爲替管理法上外國爲替に非ず(第二十三號第二條參照)本項に言ふ外國通貨表示の債權として取扱はる。

次に「圓を對價とする外貨表示債權の讓受」とあるを以て此所に言ふ讓受とは有債取得而も對價は滿洲國幣又は日本國通貨たる可し故に遺贈、贈與として取得したるものは此所に言ふ讓受到相當せず更に「圓を對價とする」と言ふ字句は第二十三號第三條に於て述ぶるが如く單に有債取得の對價が圓たるべしと言ふ意味以外に更に「滿洲内に於て」と言ふ意味が含まれて居る。何故なればものの賣買は通貨の強制通用力の點よりして滿洲内に於てはその對價は必然國幣(日本圓は滿洲内に於ては事實上強制通用力を有する爲之を國幣と同様に眺めたるものなり)を對價とす可きで滿洲外に於てはもの賣買を國幣を以てなさんとすれば先づ國幣にて當該國通貨を購入しその外國通貨を以てそのものを

購入しなければならぬ故に爲替管理法上この事は嚴密に取扱はれ「外貨を對價とする」と言ふときは必ず取引は外國に於て行はれる事が前提で「圓を對價とする」と言ふときはその取引は必ず滿洲内に於て行はれる事が前提なり。

上述よりして「圓を對價とする外貨表示債權の讓受」とは「滿洲内に於て國幣又は日本國通貨を對價とする外貨表示債權取得」と言ふ事になる、更に「圓を對價とする」と言ふ事は圓通貨に限らず通貨と同様に取扱はれる小切手、爲替も含むものと解し得る。

第二十三號第七條第八條

「何人の計算に於てするを問はず」とあるは第七條の契約締結に當り當事者が自己の名に於て締結をなすもその結果生じたる債權、債務が實質上にも自己に歸すると第三者に歸すると問はざる旨の規定なり、故に最初から契約締結當事者が第三者の名に於て締結したる場合勿論該當事者が本條の取締りを受けず當該第三者が取締らる又締結者が第三者の名に於て而も自己の計算に於て締結をなす場合にても本條の許可申請をなす者は當該第三者なり、結局名義上契約の當事者たる者が本條の取締りを受くる事になる「保險契約」とあるも再保險、海上保險をなす場合は許可を要せず。

第二十三號第九條

借入金となす場合擔保に供せらる可き財産は何人が之を所有するを問はず兎に角該財産が當該借入

金の擔保と法律上見らる可き一切の場合を指す。

三、許可手續

A 外貨表示債權の讓受（第二十三號第六條）

外國通貨を以て表示する債權を圓を對價として讓受けんとする者は左記事項（第二十四號第十條）を記載したる許可申請書正副二通作成の上最寄滿洲中央銀行を経由し經濟部大臣宛提出すべし、但讓渡人は許可申請の要なし。

外國通貨を以て表示する債權の讓受許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、債權の種類及金額
- 三、債務者の住所、職業及氏名又は商號
- 四、豫定價額
- 五、讓渡人の住所、職業及氏名又の商號
- 六、讓受の豫定期
- 七、讓受の目的其他之を必要とする事由

八、其の他参考となる可き事項
右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

右必要事項中七の譲受の目的其の他之を必要とする事由の記入は本許可申請の許可、不許可の分岐点となるを以て公明正大に且つ出来得る限り詳細に記入を要す。

八の其の他参考となる可き事項は特に説明を要す可き事項例へば必要事項一より七迄の中で特種事項に屬し説明せざれば第三者には不明なる點等に關し述べれば足る。

本許可申請にても包括許可申請（第二十四號第一條第二項）なるものが認められて居る即前掲許可申請書は個別許可申請書にして一定時期に於ける一取引の爲のものなる故一定期間に於て一取引を分割して行ふ場合、一定時期に數取引を行ふ場合、一定期間に數取引を行はんとするものは包括許可申請をすれば個別許可申請の繁雜を避け得る。

左に包括許可申請の様式を述べよう。

外國通貨を以て表示する債權の譲受包括許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、債權の種類及金額（數取引に關するものにおいて是個々の取引に於て譲受くるものに付きて記し合計を附記す）
- 三、債務者の住所、職業及氏名又は商號（數取引に關するものにおいて是個々の取引に於て譲受くるものに付きて記す可し）
- 四、豫定價額（即ち譲受けの對價たる圓の總額に付きて記す數取引に關するものにおいて是個々の取引に關する譲受債權の價額に關して記載し合計額を附記す）
- 五、讓渡人の住所、職業及氏名又は商號（數取引に關するものにおいて是個々の取引に於ける讓渡人に關し記載す可し）
- 六、讓受の豫定期（各取引、各時期に於ける債權の種類及び金額及び價額その取引日順に記載しその合計を附記す可し）
- 七、讓受の目的其の他之を必要とする事由（數取引に關するものにおいて各取引に於ける目的又は事由を異にするときは其の各々に付きて記載する事）
- 八、其の他参考となる可き事項（個別許可申請書に於て記載すべき事項は勿論更に包括許可申請をな

したる理由に付き特に記載す可し)
右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

B 外國通貨を以て表示する債權又は債務を取得す可き預金、消費貸借、信託又は保險の契約（第二十三號第八條、第七條）

外國通貨を以て表示する債權又は債務を取得す可き預金又消費貸借保險又信託の契約をなさんとする契約の兩當事者は相方とも左記事項（第二十四號第十一條）を記載したる許可申請書正副二通を作成最寄滿洲中央銀行を經由し經濟部大臣宛提出す可し但し當事者の一方が本令施行地外にあるときは施行地内にある當事者のみ之を提出すれば足る。

左に外國通貨を以て表示する債權及び債務を發生する消費貸借契約をなす場合該契約兩當事者の提出す可き許可申請書様式を示せば

(1) 契約に於ける貸主の提出す可きもの

外國通貨を以て表示する債權を取得す可き消費貸借契約許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
 - 二、消費貸借の契約金額
 - 三、契約の種類及豫定主要條件
 - 四、他人の計算に於けるものに在りては其の者の住所、職業及氏名又は商號
 - 五、契約の相手方の住所、職業及氏名又は商號（借主に付きて記す）
 - 六、契約の豫定期
 - 七、契約の目的其の他之を必要とする事由
 - 八、其の他參考となるべき事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 殿

印

(2) 契約に於ける借主の提出す可きもの

外國通貨を以て表示する債務を取得す可き消費貸借契約許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
 - 二、消費貸借の契約金額
 - 三、契約の種類及豫定主要條件
 - 四、他人の計算に於けるものに在りては其の者の住所、職業及氏名又は商號
 - 五、契約の相手方の住所、職業及氏名又は商號（貸主に付て記す可し）
 - 六、契約の豫定期
 - 七、契約の目的其の他之を必要とする事由
 - 八、其の他参考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

保險、預金、信託等の契約に關する許可申請書も右の例による更に右必要事項の記載並びに包括許

可申請等に關しては前述外貨表示債權の讓受け許可申請に關し述べたる所を參照の事。

C 滿洲内若は日本國に在る財産を擔保として滿洲外に於て外國通貨を以て表示する借入金をなし場合（第二十三號第九條）

滿洲内若は日本國に在る財産を擔保として滿洲外に於て外國通貨表示の借入金をなさんとする者は左記事項（第二十四號第十二條）を記載したる許可申請書正副二通作成の上最寄滿洲中央銀行經由し經濟部大臣宛提出す可し。

滿洲内（若は日本國）に在る財産を擔保として滿洲外に於て外國通貨を以て表示する借入金許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、借入豫定額及豫定主要條件
- 三、擔保物の種類、新量及所在地
- 四、豫定借入地
- 五、契約の相手方の住職、所業及氏名又は商號
- 六、借入の豫定期
- 七、借入の目的其の他之を必要とする事由

八、其の他参考となる可き事項
右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

右必要事項中二の豫定主要條件は返却の時期とが返却の方法又は借入の方法等消費貸借契約の主要條件に關して記載すれば起る。

尙包括許可申請に關してはA外貨表示債權の讓渡許可申請に付て述べたる所を參照すること。

以上に於て許可申請に付て述べたるも更に許可申請に當つては左の點を注意しなければならぬ。

法人の代表者、代理人、使用人其他の従業者が外國に於てなす取引又は行爲に付き許可申請する場合には法人の本店、主たる事務所又は新京所在店舗より申請書を提出す可し此の場合に於ては其の取引又は行爲を爲す者の住所、職業及氏名又は商號をも記載す可し。

人の代理人、使用人、其他の従業者が外國に於てなす取引又は行爲に付き許可を申請する場合に
は本人又は使用主より申請書を提出す可し此場合にては其の取引又は行爲をなす者の住所、職業及び

氏名又は商號をも記載す可し（第二十四號第二十三條）

四、外貨表示債權に關する強制處分

經濟部大臣は外國通貨を以て表示する債權を有する者に對し業務上其他正當なる理由に基き其の保有を必要なりと認むるものを除くの外自ら之を處分すべき事又は滿洲中央銀行其他經濟部大臣の指定する者に賣却すべき事を命じ得る（第二十三號第三十二條）併し本權限は未だに發動を見ず。

五、報 告

前述の許可を要する取引又は行爲をなしたる者又は外貨表示の債權又は債務を有する者が本令施行地内に住所を有するに至りたるときは次に述ぶる様式に依り一定の期間内に報告又は届出をなすを要す（但し取引又は行爲の目的物の價格千圓相當額未滿のものに付ては報告不要）但し右一定期間内に報告書又は届出書を提出す可き義務を負ふ者變災其他の已むを得ざる事故に由り其の期間内に提出すること能はざるときは其の事由を具して遲滞なく提出すること（第二十九條）更に以下に於て述ぶる報告様式乃至手續によるとき業務上其他の軸に依り著しく支障ある場合は其の事情を大臣に申出づる事を得このとき大臣と特別手續を定むる事ある可し。

尙大臣は必要と認むるときは官吏をして何人に對しても右報告事項以外に關し本節に述べたる取引又は行爲に關係ある事項に付き報告を徴し又帳簿其の他の検査を官吏をしてなさしめ又或る時は法規を以て定められたる報告を免除する權限を有す(第二十三號第三十條第三十一條)

A 外貨表示債權の讓受

第二十三號第六條の許可を受けて外貨表示債權を讓受けたる者は第二十三號第二十七條第六號の規定に基き各自分を翌月十五日迄に(但し滿洲外に旅行せんとする者は出發前に)左記様式(第二十四號附屬書式第九號の六)により正副二通の報告書を作成し中銀經由經濟部大臣宛報告す可し。
第九號ノ六 命令第二十七條の規定に依る外貨債權讓受報告書

庚 德 年 月 分 住 所 氏 名 又 は 商 號

種 類	債務者ノ住所 氏名又ハ商號	讓受人ノ住所 氏名又ハ商號	支拂地	金 額		取 引 日	備 考
				外 貨	國 幣		

注 意

- 一、一口千圓相當額未滿ノモノハ種類毎ニ表示通貨別ニ一括シテ口數及金額ノミヲ記載シ其ノ他ノ欄ノ記載ヲ省略スルコトヲ得
- 二、滿洲外ニ於テ讓受ケタルモノニ付テハ報告スルニ及バズ
- 三、備考ノ欄ニハ取引ノ目的ヲ記載ス可シ
- 四、許可ヲ受ケタルモノニ付テハ備考ノ欄ニ其ノ許可書番號ヲ附記ス可シ
- 五、本報告書ノ用紙ノ大サハ從二〇耗、横二九七耗トス可シ

B 外貨表示債權又は債務を取得す可き預金、消費貸借、信託又は保險の契約(契約者の一方が本令施行地外に在るときは本令施行地内にある當事者のみ提出すれば可なり)

(1) 預金契約をなしたる者

第二十三號第七條の許可を受けて外國通貨を以て表示する債權又は債務を取得す可き預金契約をなしたる者は第二十三號第二十七條第七號並びに第十二號の規定によりその報告當事者より左記様式(第二十四號附屬書式第九號の七、十二)により正副二通の報告書を作成し各自分を翌月十五日迄(但滿洲外に旅行せんとする者出發前に)最寄中銀を経て經濟部大臣宛提出す可し。

預け入者の報告書

第九號の七

命令第二十七條の規定による外貨預け金高増減報告書

康徳 年 月分 住所 氏名又は商號 印

外貨別	預け金の種類	預け手 の氏名 住所 商號	前月末現在高	當月中増加高		當月中減少高		月末現在高
				金額	預入の理由	金額	引出の理由	

注意

- 一、預け金の種類欄ニハ定期預金、當座預金、通知預金、預託保證金等ノ別ヲ記載ス可シ
- 二、其ノ月中預け金の種類中一ツニイキ増減アルトキモ他ノ増減ナキモノニ付テ其ノ月末現在高ヲ記載ス可シ
- 三、預け金の種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附ス可シ
- 四、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 五、許可ヲ受ケタルモノニ付テハ適宜預入ノ理由又ハ引出ノ理由ノ欄ニ其ノ許可證番號ヲ附記ス可シ
- 六、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トス

受け入者の報告書

第九號の十二

命令第二十七條の規定に依る外貨預り金高増減報告書

康徳 年 月分 住所 氏名又は商號 印
(前回提出 康徳 年 月分)

外貨別	預り金の種類	預り手 の氏名 住所 商號	前月末現在高	當月中増加高		當月中減少高		月末現在高
				金額	受入理由	金額	携戻資金 方法	

注意

- 一、預り金の種類欄ニハ定期預金、當座預金、通知預金、預託保證金等ノ別ヲ記載ス可シ
- 二、其ノ月中ニ預り金の種類中一ツテモ増減アルハ他ノ増減ナキモノニ付キテ其ノ月末現在高ヲ記載ス可シ
- 三、預り金の種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附ス可シ
- 四、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 五、預り金の受入ヲ業トスル者ノ滿洲外ニ於ケル支店ノ分ニ在リテハ預り金の種類毎ニ一括シ口數及金額ヲ記載スルヲ以テ足ル
- 六、本報告書ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トスベシ

第三章 一般外貨債權債務

(2) 消費貸借契約をなしたる者

第二十三號第七條の許可を受けて外貨表示債權又は債務を取得すべき消費契約をなしたる兩當事者並びに第九條の許可を受けて滿洲内若は日本國に在る財産を擔保として滿洲外に於て外貨表示の借入金をなしたる者は左記様式(第二十四號附屬書式第九號の八、第九號の十三)により正副二通の報告書作成し各月分を翌月十五日迄に(但し滿洲外に旅行せんとするものは出發前に)最寄中銀を経て報告しなければならぬ。

借入者の報告

第九號の十三

命令第二十七條に依る外貨借入金高増減報告書

康徳 年 月分 住所 氏名又は商號 (前同提出 康徳 年 月分)

外貨別	借入金ノ種類	借入人名 姓ハハ 姓ハハ 住商 所號	前現 月 在	當月中増加高		當月中減少高		月現 在	未 高	備 考
				金額	理由	金額	反償方法			

注 意

- 一、借入金ノ種類ノ欄ニハ證書借入、手形借入、當座借越、輸出前借等ノ別ヲ記載スヘシ
- 二、其ノ月中ニ借入金ノ種類中一ツテモ増減アルトキハ増減ナキモノニ付テモ其ノ月末現在高ヲ記載ス可シ
- 三、借入金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附ス可シ
- 四、借入極度アルモノニ付テハ極度額ヲ備考ノ欄ニ記載スベシ
- 五、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 六、滿洲内ニ在る財産ヲ擔保トセル場合ニハ其ノ擔保物ヲ備考ノ欄ニ記載スベシ
- 七、許可ヲ受ケタルモノニ付テハ備考ノ欄ニ其ノ許可證書號ヲ附記スベシ
- 八、本報告書ノ用紙ノ大キサハ縦二五七耗、横三六四耗トスベシ

貸主の報告

第九號の八

命令第二十七條の規定に依る外貨貸付金高増減報告書

康徳 年 月分 住所 氏名又は商號 (前同提出分 康徳 年 月分)

外貨別	貸付金ノ種類	貸付人名 姓ハハ 姓ハハ 住商 所號	前月未現在高	當月中増加高		當月中減少高		月末現在高
				金額	理由	金額	回收金ノ途	

注 意

- 一、貸付金ノ種類ノ欄ニハ證券貸付手形貸付、當座貸越等ノ別ヲ記載スベシ
- 二、貸付金ノ種類中一ツテモ増減アレバ其ノ月中ニ増減ナキ貸付金ニ付テモ其ノ月末現在高ヲ記載スベシ
- 三、貸付金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附スベシ
- 四、支店ヲ有スル者ハ本店及支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 五、貸付ヲ業トスル者ニ在リテハ貸付金ノ種類毎ニ一括シ口數及金額ヲ記載スルヲ以テ足ル
- 六、許可ヲ受ケタルモノニ付テハ適宜貸付ノ理由又ハ回收金ノ使途ノ欄ニ其ノ許可書號ヲ附記スヘシ
- 七、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トス

(3) 信託契約をなしたる者

第二十三等第八條の許可を受けて外國通貨を以て表示する債權又は債務を取得す可き信託の契約をなしたる者は第二十三號第二十七條第一項第九號の規定によりその相方の當事者より左記様式(第二十四號附屬書式第九號)の九により正副二通の報告書を作成し各月分を翌月十五日迄に(但し滿洲外に旅行せんとする者は出發前に)最寄中銀を経て經濟部大臣宛提出す可し。

第九號の九

(甲) 委託者の提出すべきもの

命令第二十七條の規定に依る外貨表示の信託契約報告書

康德 年 月分 住所 氏名又は商號 印

外貨別	信託ノ種類	委託者ノ住所 氏名又ハ商號	金額	元本及利益ノ受益者 ノ住所氏名又ハ商號	契約日	契約ノ期限	信託ノ目的

注 意

- 一、元本受益者ト利益ノ受益者トカ異ナル場合ニハ雙方ニ付記載スベシ
- 二、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トベシ

(乙) 受託者の提出すべきもの

康德 年 月分 住所 氏名又は商號 印

外貨別	信託ノ種類	委託者ノ住所 氏名又ハ商號	金額	元本利益ノ受益者 ノ住所氏名又ハ商號	契約日	契約ノ期限

注 意

- 一、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ
- 二、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トス

(4) 保險契約をなしたる者

第二十三號第八條の許可を受けて外國通貨を以て表示する債權又は債務を取得す可き保險の契約をなしたる者は第二十三號第二十七條第一項第十號の規定により其の相方當事者より左記様式(第二十四號附屬書式第九號の十)により正副二通の報告書を作成し各月分を翌月十五日迄に(但し滿洲外に旅行せんとする者は出發前に)最寄中銀を以て經濟部大臣宛提出すべし。

第九號の十

(甲) 保險契約者の提出す可きもの

命令第二十七條の規定に依る外貨表示の保險契約報告書

外貨別	保險ノ種類	保險ノ種類	保險契約者ノ姓名又ハ商號	住居ノ住所	保險料	保險期間及終期	保險期間及終期ノ期	保險金受取人ノ姓名又ハ商號	住居ノ住所	保險料	保險期間及終期	保險金受取人ノ姓名又ハ商號	住居ノ住所	保險料	保險期間及終期	保險金受取人ノ姓名又ハ商號	住居ノ住所

注 意 本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗横三六四耗トスベシ

(乙) 保險者の提出すべきもの

康徳 年 月分 住所 氏名又は商號 印

外貨別	保險ノ種類	保險金額	保險契約者ノ姓名又ハ商號	住居ノ住所	保險料	保險期間及終期	保險期間及終期ノ期	保險金受取人ノ姓名又ハ商號	住居ノ住所	保險料	保險期間及終期	保險金受取人ノ姓名又ハ商號	住居ノ住所

注 意

- 一、滿洲外ニ於ケル營業ノ分ニ付テハ種類毎ニ一括シ保險金額及保險料ノミヲ記載シ其他ノ欄ノ記載ヲ省略スルコトヲ得ル
- 二、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トスベシ

C 外國通貨を以て表示する預け金若は貸付金の債權又は外國通貨を以て表示する預り金若は借入金の債務を有する者又は外國通貨を以て表示する信託若は保險の契約を爲し居る者本令施行地内に住所を有するに至りたる場合の届出。

右債權又は債務を有する者か本令施行地内に住所を有するに至りたる場合は第二十三號第二十八條

の規定により左記様式により正副二通の届出書を作成し最寄中銀を経て經濟部大臣に提出す可し。
 (1) 外貨表示預け金を有する者の報告

第二十八條の規定に依る外貨表示預け金届出書

康德 年 月 日 住所 氏名又は商號
 (新)
 (舊)

外貨別	預ヶ金種類	預入先ノ住所氏名又ハ商號	現在	高

注 意

- 一、預ヶ金ノ種類ノ欄ニハ定期預金、當座預金、通知預金、預託保證金等ノ別ヲ記載ス可シ
- 二、預ヶ金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ外貨毎ニ合計ヲ附ス可シ
- 三、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 四、本報告書用紙ノ大キサハ縦二五七耗、横三六四耗トス

(2) 外貨表示預り金を有する者の報告

第二十八條の規定に依る外貨表示預り金届出書

康德 年 月 日 住所 氏名又は商號
 (新)
 (舊)

外貨別	預ヶ金ノ種類	預ヶ人ノ住所氏名又ハ商號	現在	高

注 意

- 一、預り金ノ種類ノ欄ニハ定期預金、當座預金、通知預金、預託保證金等ノ別ヲ記載ス可シ
- 二、預り金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且ツ外貨毎ニ合計ヲ附ス可シ
- 三、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 四、預金ノ受入ヲ業トスル者ノ滿洲外(日本ヲ除ク)ニ於ケル支店分ニ在リテハ預り金ノ種類毎ニ一括シ口數及ビ金額ヲ記載スルヲ以テ足ル
- 五、本報告書ノ大キサハ縦二五七耗、横三六四耗

(3) 外貨表示貸付金を有する者の報告

命令第二十八條の規定に依る外貨貸付金届出書

康德 年 月 日 住所 (新) (舊) 氏名又は商號 圖

Table with 5 columns: 外貨別, 貸付金ノ種類, 貸付先ノ住所氏名又ハ商號, 現在, 備考

注意

- 一、貸付金ノ種類ノ欄ニハ證書貸付、手形貸付、當座貸越等ノ別ヲ記載ス可シ
二、貸付金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且外毎ニ合計ヲ附ス可シ
三、支店ヲ有スル者ハ本店及支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
四、貸付ヲ業トスル者ニ在リテハ貸付金ノ種類別ニ一括シ口數及金額ヲ記載スルヲ以テ足ル
五、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五七耗、横三六四耗トス

(4) 外貨表示借入金を有する者

命令第二十八條の規定に依る外貨借入金届出書

康德 年 月 日 住所 (新) (舊) 氏名又は商號 圖

Table with 5 columns: 外貨別, 借入金ノ種類, 借入先ノ住所氏名又ハ商號, 現在, 備考

注意

- 一、借入金ノ種類ノ欄ニハ證書借入、手形借入、當座借越、輸出前借金等ノ別ヲ記載スベシ
二、借入金ノ種類毎ニ小計ヲ附シ且外貨毎ニ合計ヲ附ス可シ
三、支店ヲ有スルモノニアリテハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
四、滿洲内ニ在ル財産ヲ擔保トセル場合ニハ其ノ擔保物ヲ備考ノ欄ニ記載スベシ
五、本報告書ノ用紙ノ大キサハ縦二五七耗、横三六四耗トス

(5) 外貨表示信託の委託をなし居る者

命令第二八條の規定に依る外貨表示の信託契約高届出書

康徳 年 月 日 住所 氏名又は商號 印
 (新)
 (舊)

外貨別	信託ノ種類	受託者ノ住所 氏名又は商號	金額	元本及利益ノ受託者 ノ住所氏名又は商號	契約日	契約期限	信託ノ目的

注意

- 一、元本ノ受益者ト利益ノ受益者トカ異ル場合ニハ雙方ニ付記載スベシ
- 二、本報告書ノ用紙ノ大キサハ縦二五七耗、横三六四耗トス

(6) 外貨表示信託の受託をなし居る者

第二十八條の規定に依る外貨表示の信託契約高届出書

康徳 年 月 日 住所 氏名又は商號 印
 (新)
 (舊)

外貨別	信託ノ種類	受託者ノ住所 氏名又は商號	金額	元本及利益ノ受託者 ノ住所氏名又は商號	契約日	契約期限

注意

- 一、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 二、本報告書ノ用紙ノ大キサハ縦二五七耗、横三六四耗トス

(7) 外貨表示保険の契約をなし居る者保険契約者

命令第二十八條の規定に依る外貨表示の保険契約届出書

康徳 年 月 日 住所 氏名又は商號 (新) (舊)

外貨別	保険ノ種類	保険金額	保費ノ住所 氏名又ハ商號	保費料	保費期間ノ 始期及終期	保費金受取人ノ 住所氏名又ハ商號	保費積立地	保費ノ所在地

注意 本報告書ノ用紙ノ大キサハ竊ニ五七耗、横三六四耗

(8) 外貨表示保険の契約をなし居る者(保険者)

命令第二十八條の規定に依る外貨表示保険契約届出書

康徳 年 月 日 住所 氏名又は商號 (新) (舊)

外貨別	保険ノ種類	保険ノ金額	保費者ノ住所 氏名又ハ商號	保費料	保費期間ノ 始期及終期	保費金受取人ノ 住所氏名又ハ商號	保費積立地

注意 一、滿洲外ニ於ケル營業ノ分ニ付テハ種類毎ニ一括シ保費金額及保費料ノミヲ記載シ其他ノ欄ノ記載ヲ省略スルコトヲ得ル 二、本報告書ノ大キサハ竊ニ五七耗、横三六四耗トスベシ

六、罰 則

一、本章に於て述べたる許可を要する行爲を許可なしになしたる場合は三年以下の有期徒刑又は一萬圓以下の罰金に處す。

但し當該取引又は行爲の目的物の價額の三倍か一萬圓を超えるときは罰金は當該價額の三倍以下

とす。

但し豫備行爲は課罰せられず（法五、一）

- 二、本章に述べたる報告を提出せざるもの、右報告書又は許可申請書に虚偽を述べたるもの、又帳簿の検査を拒み又検査を妨げたるものは六月以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處す（法、五三）
- 三、法人の代表者又法人若は人の代理人、使用人、其の他の従業者か其の法人又は人の業務に關して前述の課罰行爲をなしたるときは行爲者を罰する外其の法人又は人に對し前述の罰金刑を課す。
- 四、右罰則は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者代理人使用人其の他の従業者か本法施行地外に於てなしたる行爲にも之を適用す、本法施行地内に住所を有する人又は其の代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於てなしたる行爲に付亦同じ。

第四章 貨物の輸出入

一、總 說

爲替管理と貨物の輸出入とは如何なる關係にあるものなるかに付き一言しよう。

抑も貨物の輸出入は一面よりすれば一種の資金の出入即ち物の形をとつた資金の出入と言ふ事が出来る、資金の出入を管理しその入を計り出つるを防ぐを其の重要目標の一つに掲ぐる爲替管理法に於てこの物の形をとつた資金の出入即貨物の輸出入を管理せんとするは當然の事と言へよう。

所が此の貨物の輸出入は通常それと同時に爲替取引乃至送金行爲を伴ふものである故に爲替取引乃至送金行爲に對し一應の取締りをなし居る以上もはや貨物のそのものゝ輸出入を取締るの要なきものと一應考へらるゝも貨物の輸出入が通常それと同時に爲替取引乃至送金を伴ふと言ふもこれは必然的と言ふ意味ではない、爲替乃至送金を伴はざる貨物の輸出入即ち無爲替輸出又は無爲替輸入なるものが行はれる、かゝる輸出入が行はれる以上輸出入其のものを直接に取締らざれば所謂資金の出入の管理の徹底を期する事は出来ないであらう、これ爲替管理法に於て貨物の輸出入そのものを直接に取締る規定の存する理由である。

次に貨物の輸出と輸入に對する爲替管理法の態度を見るに輸入に對しては例へそれに伴ふ爲替を取締る場合にせよ直接に輸入其のものを取締る場合にせよ頗る嚴重にして、輸出に對しては誠に緩漫になり特に爲替を伴ふ場合は殆ど自由なりと言ふも過言ではない、これは即ち貨物の輸出入そのものを直接に取締るにせよ間接に取締るにせよ本邦爲替管理に於て究局的に取締らんとするは資金其のものが貨物ではない、故に貨物の輸出にあたりその輸出貨物の代金が確實に國內に回収せらるゝ限り輸出は大いに奨励す可さで貨物の輸入はそれが終局に於て輸入貨物代金の名に於て資金の流出を來す限りこれを極度に制限するを以て理想とする、これ即ち爲替管理法の貨物の輸出と輸入に對する態度の異なる理由である。

然るに斯く直接に貨物の輸出入を取締る事は多分に貿易統制的なる性質を帯び少くとも爲替管理法の名に於て斯る取締りをなさんとするは妥當性を缺くものなりと稱する向あるも本來爲替管理と貿易統制とは不可分の關係にあるものにして兩者相俟つて各々の終局目的を達成する事が出来るものである。斯かる觀點に立つとき右は毫も妥當性を缺くものとは言へないであらう。

併し一國の貿易の統制の目標が該國の戰時體制的經濟關係又は食糧問題等によつて貨物そのものを終局の目標とするときは又別問題なるもかゝる場合に於てさへ爲替管理と相互扶助的態度を採り得る事に於ては異ならず。

二、貨物の輸出

爲替管理法上貨物の輸出は如何に取締られてゐるかを概述し輸出に於ける諸種の手續、報告書等に付て述べてみよう。

(甲) 法規解釋

法第一條

第一項に於て大臣は爲替を伴はざる貨物の輸出を取締り得る事を規定す。

第二十三號第三條、第四條、第十條

爲替管理法上貨物とは金地金、證券を除く財産的價値を有する一切有形無形の物を言ふ又輸出とは通常の意味に於ける輸出（通關したるもの）の外に保税工場及び保税倉庫より輸出する積戻し場合も含む。

貨物の輸出に必要な場合に於ては一切の爲替取引、信用狀取得（所謂輸出信用狀）又は爲替によらざる送金行爲は自由（但し現貨の送付は千圓相當額以下）なり、唯注意すべきは「輸出に必要な費用」と言ふ文句である。

抑も輸出に必要な費用としてその送金又はその送金の爲の爲替の買入が許可を要せざるものは

如何なるものかと言ふに當該貨物輸出に必要な口銭、値引金、仲介手数料、損害賠償金、通關荷役諸費用、電報料、割戻運賃（輸出者が割戻を受け送付する場合に限る）の額をいふ但し右は支拂義務を生じたる後遅滞なく送付する場合に限られ且取引先よりの預り金に更改し又は他へ預金としたる後に之を引出し送付する場合には一般送金又は爲替取引として許可を要す。

次に注意を要する輸出者が輸出ビルを外國爲替銀行以外のものに國內にて賣却する場合はそれが當該輸出に缺く可からざるものなるとき自由なり併し買入人の方にて外國爲替買入の許可を要す。

第二十三號第十二條

價額の一部又は全部に付き外國爲替を取組まずして貨物を無爲替にて輸出せんとする者は經濟部大臣の許可を要す。

本條に於ける無爲替輸出とは滿洲内輸出者が輸出と同時に又は直後に滿洲外輸入者又は其の他の者宛の爲替（即輸出ビルにしてクリーンにてもドキュメンタリーにても同じ）を賣却して其の對價を本邦内にて取得する場合を除く一切の輸出をさす故に先づ貨物の輸出をなし事後代金取立手形を作成し輸出貨物代金の回収をなすも之は無爲替輸出である。但し形式上無爲替輸出なるも實際上有爲替輸出と同様な効果を有するの理由により有爲替輸出と見做さるゝ場合あり即ち滿洲外より仕向けられたる信用狀に基き滿洲内の銀行に宛てたる爲替手形を振出し之を賣却したるとき又は滿洲内の

銀行に船積書類等を提供し代金を受領したるときは外國爲替を取組みたるものと看做す。

右無爲替輸出をなさんとする者は經濟部大臣の許可を受くるを要す（但し日本は滿洲外に非ざるを以て日本向の無爲替輸出は此所にいふ無爲替輸出に當らず全然不要許可なり）但し例へ無爲替輸出なるも左の柄ぐる場合には特に經濟部大臣の許可を受くるを要せず。

A 見本として又は寄贈の爲輸出する場合

B 委託販賣の爲輸出するとき又は委託販賣の爲滿洲外より滿洲内に輸入したる貨物を滿洲外へ轉送若くは返送するとき

C 貨物輸出前滿洲内に於て其の代金を滿洲外より受領済なるとき又は滿洲内に於て滿洲外より代金受領済の貨物と取換の爲輸出するとき

D 貨物輸出後二ヶ月内に於て滿洲外より其の代金を確實に受領する契約あるとき（この契約の確實性は輸出貨物の通關税關の確認によるものにして不可抗力により代金を二ヶ月内に回収し得ざるものは其の旨經濟部大臣に報告すれば足る）

E 滿洲内より滿洲外への貨物の輸出又は滿洲外より滿洲内への貨物の輸入の爲必要な販賣口銭損害賠償金其の他の費用の支拂にあつる爲輸出するとき（本號に「其の他の費用」とあるは販賣口銭、損害賠償金以外には該輸入の爲の値引金、仲介手数料、通關荷役諸費用、電報料をいふ輸

入貨物代金そのものは之を含まず)

F 檢收後代金の確定す可き性質の貨物を輸出するとき

G 郵便に依り價額千圓以下の物を輸出するとき又は鐵道により代金引換の取扱の下に輸出するとき

H 代金取立手形に依り代金を滿洲外より取立て直に之を滿洲内に回収する契約の下に一箇月を通じ價額二萬圓以下の物を輸出するとき

I 官廳の必要に基きて輸出するとき

J 價額百圓以下のものを輸出するとき

K 手荷物、引越荷物又は船用品(漁業用品を含む)を輸出するとき

第二十三號第十四條、第十五條

右無爲替輸出をなしたる者は經濟部大臣に報告の義務ある旨を規定す(報告に付ては後述)但し右報告は左記の物の無爲替輸出の場合は免除せらる

A 慈善又は救恤の爲の寄贈品

B 官廳の輸出するもの

C 價額千圓以下の物

D 手荷物、引越荷物又は船用品(漁業用品を含む)

次に有爲替輸出をなしたる者の報告に關して述べよう。

本報告は二重になつてゐる即ち

第一に輸出前の爲替取組に關し之をなし

第二は輸出後に之をなす輸出後に於ける報告は次の四種に別れる。

A 第一の報告をなし其輸出後爲替取組金額を變更せざるとき(取組先銀行の證明を要す)

B 爲替取組を止めたるとき

C 爲替取組金額を變更したるとき(取組先銀行の證明を要す)

D 爲替の償還又は買戻をなしたる場合

第十六條

無爲替輸出をなしたる者の輸出貨物代金回収義務に付て規定す本條によれば右回収代金より當該輸出に於て要したる費用(前述輸出に必要な費用参照)及び滿洲外より滿洲内へ輸入したる貨物の代金に充當したるものを除き該貨物の仕向地に到着後五ヶ月内に滿洲内に回収す可しとある。此所に於て一言注意す可きは本條よりして無爲替輸出貨物代金の輸入貨物代金への充當は自由といふ事になるが第二十五號第三條によりかゝる充當は經濟部大臣の許可なしに之をなすを得ざる事とな

りたるを以つてに本條により回収すべき代金は右充當に關する經濟部大臣の許可を受けざる限り當該輸出に必要な費用を控除し残額は本條により回収しなければならぬ。但し經濟部大臣の許可を得れば回収期間を延期し又全然回収せざる事も出来る。

更に右輸出貨物の代金を右述の輸出に必要な費用以外の一切の費用に充當せんとするとき本條により許可を要する事になる。

又右回収をなす場合即ち五ヶ月内になす場合にも許可を得てその後於て回収をなす場合に於てその回収状況及び當該輸出に必要な費用其他への充當状況に付き各月分を翌月十五日迄に經濟部大臣に報告するを要す(第十六條第二項)

第二十七條

貨物の輸出に伴ひ爲替又は信用狀、外國通貨買賣送金等に關する取引又は行爲をなしたる者の事後報告を規定するも之は貨物の輸出に關係なき一般の取引又行爲に關するものと全く同一なるに付き本章にては説明を略す。

(乙) 許可手續(第二十四號第二十三條を前書)

A 輸出ビルを當該輸出に缺く可からざる必要なに不拘外國爲替銀行以外の者に賣却せんとする場合

右賣却をなさんとする者は第二十三號第三條第二號に基き左記事項(第二十四號第五條)を記載したる許可申請書正副二通を最寄中銀を經由し經濟部大臣宛許可申請をなす可し

外國爲替賣却許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
 - 二、爲替の種類及び金額
 - 三、爲替受取人の住所、職業及氏名又は商號
 - 四、爲替の支拂地、支拂期日並に支拂人の住所、職業及氏名又は商號
 - 五、現物又は豫約の別及豫約に在りては受渡期
 - 六、取引の相手方の住所、職業及氏名又は商號
 - 七、賣却の豫定期
 - 八、賣却の目的其他之を必要とする事由
 - 九、其他參考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

右記載事項に付きて注意を要する點は七八である、之は即ち七の記載は出來得る限り詳細にして公明正大なるを要す。

八、上述記載事項中特に説明を要す可き事項に付き記載するを要す。

又本申請にも包括許可申請なるものあるもの之の包括許可に付きては前章を参照の事。

B 無爲替輸出をなさんとする場合

無爲替輸出をなさんとする者は第二十三號第十二條の規定に依り左記事項(第二十四號第十六條)を記載したる許可申請書正副二通を最寄中銀を経て經濟部大臣宛許可申請す可し。

價額の全部(又は一部)に付外國爲替を取組まざる貨物の輸出許可申請書

一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

二、輸出貨物の品名、數量及價額

三、荷受人の住所、職業及氏名又は商號

四、貨物が他人の所有に屬する場合には其の所有者の住所、職業及氏名又は商號

五、輸送の方法、輸出通過税關名、郵便に依るものありては差出郵局名

- 六、貨物代金の受領方法、代金支拂人の住所、職業及氏名又は商號並に受領の豫定期
 - 七、國內に在るものより代金を受領する場合には其の支拂人の住所職業及氏名又は商號
 - 八、他人か外國より代金を受領する場合には其の者の住所、職業及氏名又は商號
 - 九、輸出の豫定期、郵便に依るものに在りては差出の豫定期
 - 十、外國爲替を取組まざる理由
 - 十一、その他参考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

右必要記載事項の記載及び包括許可申請に關してはこれ迄許可申請書の記載に關して述べたる所を参照する事。

C 無爲替にて輸出したる貨物代金の不回收又は回收延期をなさんとする場合

前述第二十三號第十六條に依り貨物を滿洲内より滿洲外へ無爲替にて輸出をなしたる場合該輸出

者は其の貨物代金より當該輸出に付滿洲外に於て要したるを費用を控除したるものを除き貨物が仕向地に到着したる後五ヶ月内之をに滿洲内に回収す可き義務あり、然るに特に經濟部大臣の許可を受けて右回収をなさす又は回収の期間を延長せんとする者は左記事項（第二十四號第十七條）を記載したる許可申請書正副二通を最寄中銀を経て經濟部大臣宛提出す可し。

價額の全部（又は一部）に付き爲替を取組まずして輸出したる
貨物代金の不回收（又は回収期間延長）に關する許可申請書

- 一、申請者の住所職業及氏名又は商號
- 二、他人か輸出申告又は郵便差出の手續を爲したるときは其の者の住所、職業及氏名又は商號
- 三、荷受人の住所、職業及氏名又は商號
- 四、輸出貨物の品名、名稱、數量、價額及送り狀金額
- 五、輸出の時期及輸送方法
- 六、輸出貨物の仕向地及到着時期
- 七、不回收金額（又は回収期間延長を必要とする金額）
- 八、（回収期間延長の場合に在りては回収の見込時期及方法）
- 九、不回收（又は回収期間延長）を必要とする事由

十、其の他參考となる可き事項
右申請候也

康徳 年 月 日

申請人

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

右必要事項の記載上の注意に關して前述證券の無爲替輸出の場合代金の不回收又は回収期間延長に關する許可申請書に關しては述べたる所を參照。

本許可申請には包括許可手續なるものなし。

（丙） 事後報告

以下に述ぶる報告の方法は絶對的のものに非ず即ち該方法により報告する事業務上其の他の事由により著しく支障あるときは其の事情を經濟部大臣に申出つれば大臣は特別の方法を定むる事がある（第二十四號第二十四第三項）

又經濟部大臣は必要と認むるときは事項及び人を指定して本令に定むるもの、外報告を徴し又は本令に定むる報告を免除する事を得る（第二十三號第三十條）故に本免除を欲するものは其の理由

を具し經濟部大臣に申請しなければならぬ。

更に大臣は必要と認むるときは官吏をして何人に對して貨物輸出入に關係ある事項に付其の帳簿
其他の検査を爲さしむる事が出来る(第二十三號第三十一條)

右に依り報告書又は明細書を一定の期間内に提出す可き義務を課せられたる者變災其の他の已む
を得ざる事故に依り其の期間内に提出する事を得ざるときは其の事故止みたるとき其の事由を具し
て遲滞なく提出す可し。

A 貨物ノ輸出に伴ひ爲替の賣買、送金、信用狀取得等をなしたる者は第二十三號第二十七條の規
定に基き事後報告を要するも本報告は後述「爲替、信用狀、送金、外國通貨」に關して述ふる所
と同一なるを以て本章にては省略す。

B 價額の全部に付外國爲替を取組ますして貨物を滿洲外へ輸出せんとする者。

右全部無爲替輸出をせんとする者は第二十三號第十三條の規定に基き左記様式(第二十四號附屬
書式第三號の一)の報告書正副二通を輸出申告又郵便に依るものにおいては郵便差出に際し税關
又差出郵局を経て經濟部大臣宛報告す可し但し左に掲ぐる物に付ては本報告の要なし。

- 一、慈善又は救恤の爲の寄贈品
- 二、官廳の輸出する物

三、價額千圓以下の物

四、手荷物、引越貨物又は船用品

第三號の一

命令第十三條の規定に依る全部無爲替輸出報告書

輸出申告番號
輸出申告期日
郵便ニ依ル 場合ニハ 年 月 日

康德 年 月 日 住所 氏名又は商號 [印]

1	貨物ノ記號番號品名箇數及數量(郵便ニヨル場合ニハ貨物ノ品名箇數及重量)
2	貨物ノ價額
3	積載船名(郵便ニヨル場合ハ差出郵局名)
4	仕向地(郵便ニ依ル場合ハ宛地)及到着豫定期
5	荷受人(郵便ニ依ル場合ニハ宛人)ノ住所氏名又ハ商號
6	送り狀金額(表示通貨ニヨル)
7	爲替ヲ取組マサル理由
8	代金ノ受領方法及豫定期
9	其ノ他參考トナル可キ事項

注 意

一、貨物ノ價額欄ニハ輸出申告價額又ハ税關告知書記載價額ヲ記載シ送り狀金額ノ欄ニハ、F、O、B、C、I、F等ノ種類ヲ

第四章 貨物の輸出入

附記ス可シ

- 二、爲替ヲ取組マサル理由ノ欄ニハ滿洲内ニ在ル者ヨリ代金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ受クル場合ニハ其ノ支拂人ノ住所、氏名又ハ商號尙其ノ支拂人以外ノ者ガ滿洲外ヨリ代金ノ全部又ハ一部ヲ受領スル場合ハ其ノ者ノ住所、氏名又ハ商號ヲモ附記ス可シ
- 三、郵便ニ依ル場合ニハ輸出申告番號、鐵道便ニ依ル場合ニハ積載船名ヲ記載スルニ及バズ
- 四、許可ヲ受ケテ輸出スル者ハ其ノ許可年月日及許可番號ヲ9ノ欄ニ記載ス可シ
- 五、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦一八二耗、横二五七耗トス可シ

C 價額の一部に付き外國爲替を取組み貨物を滿洲外へ輸出せんとする者。

右一部有爲替をせんとする者は第二十三號第十四條第一項の規定に基き左記様式（第二十四號附屬書式第三號の二）の報告書正副二通を輸出申告又は郵便差出に際し税關又は差出郵局を経て經濟部大臣に報告す可し、但し左に掲げる物の輸出に付ては本報告の要なし

- 一、慈善又は救恤の爲の寄贈品
- 二、官廳の輸出する物
- 三、價額千圓以下の物
- 四、手荷物、引越荷物又は船用品

第三號の二

命令第十四條の規定に依る一部有爲替輸出報告書

輸出申告番號
輸出申告年月日
郵便ニ依ル場合ハ差出年月日

康徳 年 月 日 住所 氏名又は商號 印

1	貨物ノ記號番號品名箇數及數量（郵便ニ依ル場合ハ貨物ノ品名箇數及數量）	
2	貨物ノ價額	
3	積載船名（郵便ニ依ル場合ハ差出郵局名）	
4	仕向地（郵便ニ依ル場合ハ名宛地）及到着豫定期	
5	荷受人（郵便ニ依ル場合ハ名宛人）ノ住所氏名又ハ商號	
6	送り狀金額（表示通貨ニ依ル）	
7	爲替取組金額	爲替取組銀行
	爲替取組年月日	
爲替ノ種類及期限		
8	價額ノ一部ニ付キ爲替ヲ取組マサル理由	
9	爲替ヲ取組マサル部分ノ代金額（契約通貨ニ依ル）並ニ其ノ受領方法及豫定期	
10	其ノ他參考トナル可キ事項	

注 意

- 一、外貨表示ノ爲替ヲ取組ムトキハ對價タル國幣額ヲ國幣ノ箇所ニ記載ス可シ
- 二、本報告書ハ輸出申告又ハ郵便差出ノ際提出スルモノナルヲ以テ爲替取組未済ノ場合ハ7欄ノ事項ハ豫定ニ依リ記載ス可シ
- 三、爲替ノ種類ハ荷付ロ、荷付ロ、又ハクリンノ別ヲ記載セヨ
- 四、貨物ノ價額ノ欄ニハ輸出申告價額又ハ稅關告知書記載價額ヲ記載シ送り狀金額ノ欄ニハF、O、B、C、I、F等ノ種類ヲ附記ス可シ
- 五、爲替ヲ取組マサル理由ノ欄ニハ滿洲内ニ在ル者ヨリ代金ノ一部ヲ支拂ヲ受クル場合ニハ支拂人ノ住所、氏名又ハ商號尙其ノ支拂人以外ノ者ガ滿洲外ヨリ代金ノ一部ヲ受領スル場合ハ其ノ者ノ住所氏名又ハ商號ヲモ附記ス可シ
- 六、郵便ニヨル場合ニハ輸出申告番號、鐵道便ニ依ル場合ニハ積載船名ヲ記載スルニ及バズ
- 七、本報告書ノ用紙ノ大キサハ縦二一〇耗、横二九七耗トス可シ

更に右一部有爲替輸出をなしたる者か右述の報告をなしたる後爲替取組金額を變更せざりし場合は輸出認許又は郵便差出後二週間に右報告様式により正副二通の報告書を爲替取組先銀行の證明を附し稅關又は差出郵局を経て經濟部大臣に報告す可し(第二十三號第十四條第二項)本報告書は右述の報告書と全く同一なるものを爲取組先銀行の證明は本報告書の7の欄に爲替取組銀行の證明印があれば足る。

次に右爲替取組金額を證更したるときも同様の様式手續方法により報告するを要す但しこの場合は7の欄に爲替取組先銀行の證明印を附する以外に更に變更の理由を10の欄に記載す可し

更に前述の報告後爲替取組を止めたる場合該輸出は全部無爲替となる爲改めて全部無爲替として

許可を要す可きものに付ては許可申請をなさねばならぬ。

次に一部有爲替輸出をなし前述の報告をなしたる者がその後爲替の償還又買戻を爲したるときは前述Cに於て述べたる無爲替報告に準して(但し此の場合は報告欄外適宜の個所に償還又は買戻し旨赤書す)遲滞なく稅關又差出郵便局を経て經濟部大臣に報告すべし(第二十三號第十五條第二項)

(註) 右買戻又ハ償還ノ結果貨物輸出ハ全部無爲替輸出トナルモ此ノ點ニ關シ更ニ全部無爲替輸出ノ許可申請ノ要ナシ

D 價額の全部に付外國爲替を取組み貨物を滿洲外に輸出したる者

右輸出をなしたる者は第二十三號第十四條の規定に基き其の爲替取組に關し左記様式(第二十四號附屬書第三號の三)による報告書正副二通を輸出申告又は郵便差出に際し稅關又は差出郵局を経て經濟部大臣に提出す可し。

但し左に掲ぐる輸出に付ては本報告の要なし。

- 一、慈善又救恤の爲の寄贈品
- 二、官廳の輸出する物
- 三、價額千圓以下の物
- 四、手荷物、引越荷物又は船用品

第三號の三

命令第十四條の規定に依る全部有爲替輸出報告書

輸出申告番號
輸出申告年月日 (郵便ニ依ル場合ハ差出年月日)

康徳 年 月 日 住所 氏名又は商號 印

1	貨物ノ記號番號品名箇數及數量 (郵便ニ依ル場合ハ貨物ノ品名箇數及數量)	
2	貨物ノ價額	
3	積載船名 (郵便ニ依ル場合ハ差出郵局名)	
4	仕向地 (郵便ニ依ル場合ハ名宛地)	
5	送り狀金額 (表示通貨ニ依ル)	
6	爲替取組金額	外貨幣
	爲替年取組月日	爲替取組銀行
7	爲替ノ種類及期限	
7	其ノ他參考トナル可キ事項	

注意

- 一、貨物ノ價額ノ欄ニハ輸出申告價額又ハ稅關告知書記載價額ヲ記載シ送り狀金額ノ欄ニハF、O、B、G、I、F等ノ種類ヲ附記ス可シ
- 二、郵便ニ依ル場合ニハ輸出申告番號、鐵道便ニ依ル場合ニハ積載船名ヲ記載スルニ及バズ
- 三、外貨表示ノ爲替ヲ取組ムトキハ對價タル國幣額ヲ國幣ノ個所ニ記載ス可シ

- 四、本報告書ハ輸出申告又ハ郵便差出ノ際提出スルモノナルヲ以テ6ノ欄ノ記載ハ豫定ニ依リ記載ス可シ
- 五、爲替ノ種類ハ荷付D/P、荷付A/D又ハクリーンノ別ヲ記載ス可シ
- 六、本報告書ノ用紙ノ大キサハ縦一八二耗、横二五七耗トス可シ

更に前述有部有爲替輸出をなしたる者が前述報告をなしたる後爲替取組金額を變更せざりしときは輸出認許又は郵便差出後二週間に前述報告書様式により正副二通の報告書を爲替取組銀行の證明を附し稅關又は差出郵局を経て經濟部大臣に報告す可し(第二十三號第十四條第二項)

本報告書は前述の報告書と全く同一なるものを爲替取組先銀行證明印があれば足る、次に爲替取組金額を變更したる場合も同様の様式、方法、手續により報告を要す但し此の場合には6の欄に爲替取組先銀行の證明印を附したる上更に7の欄に爲替取組金額變更の理由を記載す可し、更に右報告をなしたる者がその價額全部又は一部に付爲替を取組まざるに至りたるときは該輸出は無爲替輸出となり改めて無爲替輸出として取扱を受くる事になる。

次に全部有爲替輸出をなしたる者が輸出申告又は郵便差出に當り爲替取組に關する第十四條第一項の報告をなし前述の爲替取組金額の變更又は不變更に關する第十四條第二項又は第十五條第二項の報告をなしたる後に爲替取組金額の一部に付き償還、買戻をなしたる場合に於ては前述Cの一部有爲替輸出に關する報告書正副二通により(但し此の場合には報告書欄外の適宜の個所に償還又は買戻の旨報告書欄外適宜の個所に赤書す可し)遲滞なく稅關又は差出郵局を経て經濟部大臣に報告す

第四章 貨物の輸出入

可し(第二十三號第十五條)

次に爲替取組金額の全部に爲替取組廢止をなしたるときは前述の全部無爲替輸出に關する報告書正副二通により(但し此の場合は爲替取組みを止めたる旨報告書欄外適宜の個所に赤書す可し)遅滞なく税關又は差出郵局を経て經濟部大臣に報告す可し(第二十三號第十五條)

(註) 右全部有爲替輸出者ガ爲替取組金額ノ全部又ハ一部ニ付キ價額買戻或ハ廢止ヲナシタル結果該貨物ノ輸出ハ全部又一部無爲替輸出トナルモ此ノ點ニ關シ更ニ全部無爲替輸出又ハ一部無爲替輸出ニ關スル許可申請ノ必要ナシ但シ右許可申請ナキモ該輸出貨物ノ代金回收ニ關シテハ一般無爲替輸出貨物代金回收ニ關スル第十六條ノ適用ヲ受ク

E 無爲替輸出をなし該輸出貨物の代金を回収中なる者。

價額の全部又は一部に付き外國爲替を取組まずして貨物を滿洲外に輸出したる者は貨物が仕向地に到着後五ヶ月内又は許可を得て五ヶ月以上に亙つて該貨物代金を回収なし居る者はその回收状況並び該貨物代金の該貨物輸出に關し滿洲外に於て要したる費用又は滿洲外より滿洲内への貨物の輸入代金其の他への充當の状況に付き第二十三號第十六條第二項の規定に基き左記様式(第二十四號附屬書式第四號)により一通の報告書を作成し各月分を翌月十五日迄に直接經濟部大臣に報告の要あり(第二十四號第二十四條第二項)

第四號

命令第十六條の規定に依る代金充當及回收報告書

康德 年 月 回收分 住所 氏名又は商號

貨物	摘要	代金回收			備考
		回收日	代金中ヨリ充當シタル金額及理由	回收方法	
輸出申告書 送金額 氏名 住所 積載船名 輸出申告書					
輸出申告書 送金額 氏名 住所 積載船名 輸出申告書					

注意

- 一、輸出月日順ニ記載ス可シ
一輸出ニ付代金ノ一部回收ノ場合ハ全額回收ヲ俟チ一括報告ス可シ代金ノ全部ヲ滿洲外ニ於テ要シタル費用其ノ他ニ充當シタル場合ハ充當ヲ了シタル月ヲ以テ報告ス可シ
- 二、送り状金額ハ其ノ表示通貨ヲ以テシE、O、B、C、I、F等ノ種類ヲ記載スルト共ニ外貨ナルトキハ國幣換算額ヲ併記ス可シ
送り状ヲ作成セザルトキハ輸出申告價額ヲ記載ス可シ
- 三、輸出申告書ノ欄ニハ他人ガ輸出申告又ハ郵便差出ヲナシタルトキハ該申告者又ハ差出人ヲ記載ス可シ
- 四、代金取寄義務免除ニ付許可ヲ受ケタル場合ハ代金中ヨリ充當シタル金額及事由ノ欄ニ許可書番號ヲ附記ス可シ
- 五、銀行經由代金ヲ回收シタル場合ハ回收方法ノ欄ニ經由銀行名及取立爲替、送金爲替(電信送金手形)等ノ別ヲ記載ス可シ

第四章 貨物の輸出入

- 六、備考ノ欄ニハ荷受人ト代金支拂ガ具ナル場合ノ理由送リ狀金額ガF、O、B、價額ニシテ仕向地迄ノ運賃保険料等ヲ立替ヘタル場合ハ其ノ金額及其ノ他備考トナル可キ事項ニ付記載ス可シ
- 七、一部無爲爲替輸出ノ場合ニ於テハ爲替取組金額ヲ回收代金額ノ欄ニ括弧書スベシ
- 八、郵便差出貨物ニ付テハ輸出申告番號及積載船名、鐵道便貨物ニ付テハ積載船名ヲ記載スルニ及バズ
- 九、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二五二耗、横三六四耗トスベシ

三、貨物の輸入

爲替管理法上貨物の輸入が如何に取締られ居るか概述し輸入關係の諸種の手續報告等に付き述べよ。

(甲) 法規解釋

法第一條

本條に於て爲替、信用狀、通貨に關する取締り規定を設け居るを以て貨物の輸入に伴つて起る爲替の取得、又は處分信用狀の發行又は外國通貨の取得又は處分は當然これによつて取締られこの事は間接に貨物輸入が取締られ居る事となる。

更に本條に於ては爲替を伴はざる貨物の輸入も取締られ居るを以て前者と合して貨物の輸入は完全にと締られ居る事になる、但し日本よりの貨物の輸入は無爲替なると有爲替なるとを問はず全く

自由である。何故なれば第二十五號にても滿洲外より日本は除外されて居る。

貨物の意義に付ては貨物の輸出に於て述べたる所に同じ、更に輸入は通常の輸入即ち通關をなす場合以外には保税倉庫、保税工場に入るる場合も含む。

第二十三號關係第三條

第四條、第一號第七號、第十條第一號

貨物輸入の爲にする一切の爲替取引、送金行爲、信用狀取得は自由である但送金行爲中現貨携帯又は送付は千圓相當額以下に限られ其の金額を越ゆるものに付ては經濟部大臣の許可を要す。

更に第二十三號關係に於て價額の全部又は一部に付き外國爲替を取組まざる貨物の滿洲外より滿洲内への、無爲替輸入に關しては全然取締り規定なく自由なりと言ふ事になる。

第二十五號關係

第一條

第二十三號第四條第一號及び第七號の規定に不拘即ち第二十三號關係にては貨物を滿洲外より滿洲内へ輸入する爲の一切の爲替取引、送金行爲は自由なりとの規定に不拘本條により今後右取引又は行爲をなすにも經濟部大臣の許可を要する事になつた。本條に所謂滿洲内は滿洲國及び關東州を言ひ且つ滿洲外は日本國を除外する故に關東州への貨物の輸入も本條の適用を受け更に日本よりの

貨物の輸入に付きては本條の適用なし更に本條に所謂爲替取引は第二十五號施行前即康徳四年十月七日以前締結したる外國爲替の豫約の實行を含む。但し左に掲ぐる場合には爲替取引又は送金行爲に關し本條の許可を行せず。

一、一箇月を通し金額千圓相當額以下の取引又は行爲をなすとき即ち一箇月を通し貨物輸入の爲にする外國爲替の買入、荷爲替の支拂、送金等の通計が一千圓相當額以下なる場合には本條よる許可申請の要なしとの意なり。

二、第二條（後述）の規定により許可を受けて取得したる信用狀又は同條但書の規定に依り許可を要せずして取得したる信用狀に基き爲替を賣却し又は之か支拂をなし若は支拂の爲の爲替を買入るとき（本號に於て一寸奇異を感ずるは「信用狀に基き爲替を賣却し」なる文句なり、之は例へは滿洲内商社の海外支店の行爲をその目標とするものて例へは滿洲内のA物産會社が其の海外支店より貨物を輸入せんとする場合A會社は許可を受けて滿洲内にて信用狀を取得し支店に送付す、支店がこの貨物の輸出と同時に荷爲替を組み之を外國に於て賣却する場合、該爲替が外貨表示なれば問題なきも圓爲替なる場合は該支店は「外國通貨を對價として」即ち外國に於て外國の爲替たる圓の爲替を賣却したる事になり之は第二十三號第三條第三號により許可事項となつてゐる故に本來から言ふと海外支店は荷爲替の賣却に當り許可を要する事となるも本號により許可を要

せず。

更に本號により信用狀を得て貨物を輸入せんとする者は先づ信用狀の取得許可を受くれば之に基く外國爲替買入の許可は不要となり、反對に外國爲替買入の許可を得ても信用狀取得にあたりては更に許可を要する事を知る、故に二重の許可申請を欲せざる者は信用狀取得の許可を先づ得べきである。

三、本令施行の際即ち康徳四年十月八日現住既に滿洲内へ輸入（未だ通關をなさず保税工場、保税倉庫に入り居るものを含む）濟の貨物又は滿洲外より積出濟の貨物に關する荷爲替手形の決済の爲必要なるとき。

四、本令施行後即康徳四年十月八日より同月十日迄に滿洲外より積出したる貨物に關する荷附爲替手形の決済の爲本令施行前即ち康徳四年十月七日以前に締結したる外國爲替の豫約の實行を爲すとき。

第二條

第二十三號第十條第一號により滿洲外より滿洲内への貨物の輸入の爲にする信用狀の取得は經濟部大臣の許可を要せざる事となつてゐるが本條により今後右取得行爲は許可を要す但し其の金額一ヶ月を通じ千圓相當額以下なる場合は此の限りに在らず即ち一ヶ月間に輸入せられる貨物の價額總

計か千圓相當額以下の場合には經濟部大臣の許可を要せず。

注意すべきは前第一條の爲替取引、送金行爲に關する例外規定第一號と本條但書により爲替買入又は送金により千圓、信用狀により千圓、計二千圓即ち價額通じす二千圓相當額以下の貨物を一ヶ月間に許可なしに輸入し得る事となる。

第三條

本條は無爲替輸出をなしたる貨物又は證卷の代金を輸入貨物代金への充當を禁止したるものにして本充當は第二十三號第十六條第一項により許されてゐたが本條により今後許可なしには出來ない事となる。

第四條

本條は滿洲外より滿洲内への輸入貨物代金決済の爲にする滿洲外に於て有する自己の外貨證券若は外貨表示の預け金、貸付金其の他の債權の處分又は之等のものを擔保とする滿洲外に於ける外貨表示の借入金に對する取締りて其の金額の如何に不拘經濟部大臣の許可を要す注意すべきは處分者又借入金行爲者と輸入者は同一人たるを要せず。

尙本條の處分制限は貨物の輸入の爲にする場合のめ限られその他の理由により本條の行爲をなすは全く自由なり。

第五條

本條は貨物の無爲替輸入に付きて規定す。

即ち經濟部大臣の許可を受くるに非ざれば價額の全部又は一部に付外國爲替を取組まざる貨物を滿洲外より滿洲内へ輸入することを得すとある。

本條に所謂爲無爲替輸入とは前述無爲替輸出を輸入者の側から眺めたるもの即ち貨物の輸出に當り滿洲外に在る輸出者が輸出と同時に又は其の直後に滿洲内に在る輸入者又は其の他の者宛に荷爲替を取組みこれを外國爲爲替銀行その他の者に賣却をなしたる場合以外は一切の場合を言ふ。

又無爲替輸入にも一部無爲替輸入と全部無爲替輸入とがありそれそれ異なる取扱を受く。

右無爲替輸入は經濟部大臣の許可を要するも左に場合ぐる場合には無爲替輸入の場合といへども右許可を要せず。

一、第一條乃至第四條の規定により代金決済の爲必要なる取引又は行爲に付許可を受けたる貨物を輸入する場合

即貨物を輸入せんとする者その輸入貨物の代金決済に關する爲替賣買、送金行爲、信用狀取得、無爲替輸出貨物代金の充當又は滿洲外に有する外貨證券、外貨債權の處分又は之を擔保とする滿洲外に於ける外貨借入金行爲に關する許可を受けたる者は無爲替輸入の許可を受くるを要せず。

本號に於て特に貨物を滿洲外より無爲替にて輸入せんとする者の注意すべきは例へ無爲替輸入許可を受くるも事後代金決済にあたりては更に爲替買入、送金、取立爲替の支拂等の許可を要するに付き若し許可申請の二重化よ來る面倒を免れんとする者は先づ代金決済の爲の右述取引又は行爲の許可を受くる事である。然るときは事後に於ける無爲替輸入は許可なくして之をなし得る。

- 二、第一條但書又は第二條但書の規定により代金の決済の爲に必要な取引又は行爲に付許可を受くるの要なき貨物を輸入するとき。
- 三、本令施行の際即ち康德四年十月八日現在既に滿洲外より積出済の貨物又は本令施行後一週間内即ち康德四年十月八日より同月十四日迄に滿洲外より積出したる貨物を輸入するとき。
- 四、見本若は寄贈品として又は博覽會に出品する爲輸入するとき。
- 五、滿洲より出漁せる船舶の漁獲物を該船舶に依り輸入するとき。
- 六、手荷物又は引越荷物を輸入するとき。
- 七、前各號に該當する場合の外一個月を通し價額千圓以下の物を輸入するとき即ち一ヶ月間輸入の貨物の價額通して一千圓以下なるとき。

第十條

康德三年中に於て價額通して五萬圓以上の貨物を滿洲外より滿洲内へ輸入したる者の報告義務に

付き規定す（現在は不要なる規定なり）

第十一條

貨物の輸入に關し第一條乃至第五條の許可を受けたる者の輸入申告又は郵便受取にあたりて税關又は配達郵局に對する許可書の呈示義務に付き規定す。

第十二條

貨物に必要なる決済をなす爲第一條乃至第四條の規定に依る取引又は行爲をなす者の金額の如何に不拘該取引又は行爲に對する報告義務を規定す、但し左記の場合は本報告の要なし。

- 一、官廳の輸入するもの

第十三條

貨物の無爲替輸入をなし前條の報告即ち該輸入貨物代金決済に關する第一條乃至第四條の取引又は行爲に關する報告をなさざる場合即ち該無爲替輸入貨物に關しては代金決済が行はれざる場合は第一條乃至第四條の規定する取引又は行爲以外の方法にて代金決済が行はれる場合に本報告書を提出するの要あり、但し左記の場合は本報告の要なし。

- 一、慈善又は救恤の爲の寄贈品
- 二、官廳の輸入する物

- 三、價額百圓以下（一件の輸入貨物の價額百圓以下）
 - 四、手荷物又は引越荷物
- 第十四條

本條は第一條第三號又は第四號の規定により許可を受けずして滿洲内への輸入貨物に關する荷附爲替手形の決済をなさんとするものは該貨物が輸入済なる場合は本令施行後二週間に（十月八日より十月四日迄に）該貨物が本令施行後輸入せらるる場合は輸入後輸入當日を加へて二週間に報告を要する旨の規定なり。

（乙）許可手續

- A 貨物輸入の爲の信用狀の取得、爲替取引、送金に關する許可申請は貨物輸入の爲にするものに非ざる一般の信用狀取得、爲替取引、送金に關するものと同なるを以て本節にては省略す。
- B 無爲替輸出をなしたる貨物又は證券の代金の全部又は一部を無爲替輸入貨物代金に充當せんとする者

右充當をなさんとする者は第二十五號第三條の規定により左記事項（第二十五號第八條により第二十四號第十七條準用）を記載したる正副二通の許可申請書を最寄滿洲中央銀行經由經濟部大臣に提出す可し。

無爲替輸出をなしたる證券又は貨物代金の全部（又は一部）の
無爲替輸入貨物代金への充當に關する許可申請書

- 一、申請人の住所、職業及氏名又は商號
- 二、他人が輸出申告又は郵便差出をなしたるときは其の者の住所、職業及氏名は商號（無爲替輸出貨物に關し）
- 三、他人が輸入申告又は郵便受取をなしたるときは其の者の住所職、業及氏名又は商號（無爲替輸入貨物に關し）
- 四、荷受の住所、職業氏名又は商號（無爲替輸出貨物に關し）
- 五、荷送人の住所、職業及氏名又は商號（無爲替輸入貨物に關し）
- 六、輸出貨物の品名又は輸出證券の名稱、數量、價額及送り狀金額
- 七、輸入貨物の品名、數量、價額及送り狀金額
- 八、輸出の時期及輸送の方法
- 九、輸入の時期及輸送の方法
- 十、輸出貨物又は證券の仕向地及到着時期
- 十一、輸入貨物の仕出地及到着地時期

- 十二、充當金額
 - 十三、充當を必要とする理由
 - 十四、其の他参考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

C 滿洲外より滿洲内への貨物の輸入に必要な決済をなす爲滿洲外に於て有する外貨證券又は外國通貨を以て表示する預け金貸付金其の他の債權を處分し又は之等のものを擔保として滿洲に於て外國通貨表示の借入金となさんとする者。

- 1 外貨證券は外貨表示の預け金、貸付金其の他の債權を處分せんとする者は第二十五號第四條前段の規定に基き左記事項（第二十五號第八條但書）を記載した許可申請書正副二通を作成し最寄中銀を経て經濟部大臣宛提出す可し。

輸入貨物代金決済の爲にする外貨證券（外貨表示預け金若くは貸付金其の他の債權）の處分許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及び氏名又は商號
- 一、輸入者と申請者とが異なる場合輸入者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、輸入貨物品名、數量及び價額送り狀金額
- 三、輸入の時期及輸送方法
- 四、輸入貨物の仕出地及到着地及び到着時期
- 五、輸出者の住所、職業及氏名又は商號
- 五、輸入貨物代金受取人が輸出者以外の者なるときは其の住所、職業及び氏名又は商號
- 六、處分せんとする外貨證券の名稱及び數量（債權の種類及金額）
- 六、處分せんとする外貨證券の所在地（又は外貨債權の債務者の住所職業及氏名又は商號）
- 七、處分の相手方の住所、職業及び氏名又は商號
- 八、處分の豫定期
- 九、處分及び充當の方法
- 十、外貨證券（又は外貨債權）を處分して輸入貨物代金に充てんとする理由

十一、その他参考となる可き事項

2 外貨證券又は有外貨債權を擔保として借入金となさんとする者は第二十五號第四條後段の規定に基き左記事項（第二十五號第八條に基き第二十四號第十二條準用）を記載したる正副二通の許可申請書を最寄中銀經由經濟部大臣宛提出す可し。

輸入貨物代金決済の爲にする外貨證券（又は外貨債權）擔保の借入金許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及び氏名又は商號
- 二、輸入者が申請者と異なる場合は輸入者の住所、職業及び氏名は商號
- 三、輸入貨物の品名、數量及價額及送り狀金額
- 四、輸入の時期及輸送の方法
- 五、輸入貨物の仕出地及び到着時期
- 六、輸出者の住所、職業及び氏名又は商號
- 七、輸入貨物代金の受取人か輸出者以外の者なるときは其の住所、職業及び氏名又は商號
- 八、借入豫定金額
- 九、擔保に供せらる可き外貨證券の名稱、數量及び所在地又は外貨債權の種類及び債務者の住所、

職業及び氏名又は商號

十、豫定借入地及び豫定期

十一、借入の相手方の住所、職業及び氏名は商號

十二、借入金をなし輸入代金を決済せんとする理由

十三、その他参考となる可き事項

D 價額の全部又は一部に付き外國爲替を取組まざる貨物を滿洲外より滿洲内に輸入せんとするものは第二十五號第五條の規定に基き左記事項（第二十五號第八條の規定に基き第二十四號第十六條準用）を記載したる正副二通の報告書作成の上最寄中銀經由經濟部大臣宛提出す可し。

價額の全部（又は一部）に付き外國爲替を取組まざる貨物の輸入許可申請書

一、申請者の住所、職業及び氏名又は商號

二、輸入貨物し品名、數量及價額

三、荷送人住所、職業及氏名又は商號

四、貨物か荷送人以外の者に屬する場合には其の所有者の住所、職業及び氏名又は商號

五、輸送の方法、輸入通過税關名、郵便に依るものにあつては受取郵局名

六、貨物代金の支拂方法、代金受取人の住所、職業及び氏名又は商號並に支拂の豫定期

- 七、國內に在る者に對し代金の支拂をなす場合には其の者の住所、職業及氏名又は商號
 - 八、他人が外國に對し代金の支拂をなす場合には其の者の住所、職業及び氏名又は商號
 - 九、輸入の豫定期、郵便に依るものに在りては受取の豫定期
 - 十、外國爲替を取組まざる理由
 - 十一、其の他參考となる可き事項
- 右申請候也

康徳 年 月 日

申請人

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

上述にて許可申請に關し述べたるも更に左の點を留意す可きなり、即ち法人の代表者、代表者代理人使用人其の他の從業者が外國に於て爲す取引又は行爲に付き許可を申請する場合には法人の本店、主たる事務所又は新京所在店舗より申請書を提出す可し此の場合に於ては其の取引又は行爲を爲す者の住所、職業及氏名又は商號をも記載せねばならぬ。

次に人の代理人、使用人其の他の從業者が外國に於てなす取引又は行爲に付許可申請する場合には

本人又は使用主より申請書を提出す可し此の場合にては其の取引又は行爲をなす者の住所、職業及び氏名又は商號をも記載す可し（第二十四號第二十三條）

（附） 上述許可手續に於て法上定められたる貨物輸入に特有なる許可申請書式を述べたるも今回特に貨物輸入に關する許可申請書の統一の見地より左記の書式確定したるを以て貨物輸入をなさんとする者はこれによらなければならぬ。

（輸入信用狀を取得せんとする場合）

信用狀取得許可申請書

一、申請者 （住所、職業及氏名又は商號）

二、信用狀の種類

金額

條件 手形の振出期間（信用狀の有効期間）

支拂期限（一覽後何十日拂等）

支拂地（新京等）

買取銀行及買取豫定期

買爲替の豫約の有無、有る時は豫約の豫定期

三、信用狀に依る手形振出人(住所、職業及氏名又は商號)

四、信用狀發行者(住所、職業及氏名又は商號)

五、取得の豫定期

六、取得の目的其他之を必要とする事由

左記商品輸入の爲

種 類 (税番號附記) (なるべく詳細に記載すること)

數 量 (商品の標準單位を用ふること)

單價、價額 (CIF・FOB)

産 地

七、其他參考となるべき事項

前項の商品の

(一) 發註或は買付時期又は豫定期

(二) 積出港、積出時期又は豫定期(發送地が積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)

(三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期

(四) 荷送人(住所、職業及氏名又は商號)(受註人か荷送人と異なるときは併記のこと)

(五) 輸入者(住所、職業及氏名又は商號)

(六) 輸入商品の處分方法(賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的)

(七) 其他必要なる事項

右信用狀取得御許可相成度此段由請候也

康德 年 月 日

右申請人

商號

氏名(注人の場合には代表者) 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

(送金爲替を取組む場合)

第四章 貨物の輸出入

外國爲替買入許可申請書

- 一、申請者 (住所、職業及氏名又は商號)
- 二、爲替の種類 (普通爲替、電信爲替等の別)

金額

- 三、爲替の受取人 (住所、職業及氏名又は商號)

- 四、爲替の支拂地 (爲替の支拂はるる地名)

支拂期日

- 支拂人 (爲替の支拂を爲す銀行の住所、職業及氏名又は商號)

- 五、現物又は豫約の別及豫約に在りては受渡期

- 六、爲替の賣渡人 (爲替の取組を依頼する本邦内銀行の住所、職業及氏名又は商號)

- 七、買入の豫定期

- 八、買入の目的其他之を必要とする事由

左記商品輸入のため

種類 (稅番號附記) (なるべく詳細を記載すること)

單價、價額 (CIF・FOB)

產地

- 九、其他參考となるべき事項

前項輸入商品の

- (一) 發註又は買付時期又は豫定期

- (二) 積出港、積出時期又は豫定期

(發送地が積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)

- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期

- (四) 荷送人 (住所、職業及氏名又は商號)

(受註人か荷送人と異なるときは併記のこと)

- (五) 輸入者 (住所、職業及氏名又は商號)

- (六) 輸入商品處分方法 (賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用

目的)

- (七) 其他必要なる事項

右外國爲替買入御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

第四章 貨物の輸出入

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

右申請人

商號

氏名(法人の場合には代表者)

⑩

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

(仕向けられたる外貨手形の支拂を爲す爲替の買豫約を爲す場合)

外國爲替買入並に外國に於て爲したる委託に基き國內に於て爲す支拂許可申請書

一、申請者 (住所、職業及氏名又は商號)

二、買入べき爲替の種類、金額

豫約の受渡期

爲替の賣渡人(住所、職業及氏名又は商號)

買入の豫定期

三、仕向けらるる爲替の種類、金額

振出人 (住所、職業及氏名又は商號)

受取人 (住所、職業及氏名又は商號)

支拂期日

支拂人 (住所、職業及氏名又は商號)

四、買入及委託支拂の目的其他之を必要とする事由及支拂人と支拂委託者との關係

左記商品輸入の爲

種類 (税番號附記)(なるべく詳細に記載すること)

數量 (商品の標準單位を用ひること)

單價、價額 (CIF・FOB等の別)

產地

五、其他参考となるべき事項

前項輸入商品の

(一) 發註或は買付時期又は豫定期

(二) 積出港、積出時期又は豫定期(發送地か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)

(三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期

- (四) 荷送人(住所、職業及氏名又は商號)(受註人か荷送人と異なるときは併記のこと)
- (五) 輸入者(住所、職業及氏名又は商號)
- (六) 輸入商品の處分方法(賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的)
- (七) 其の他必要なる事項

右外國爲替買入並に其の買入爲替を以て爲す委託支拂御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人 商號

氏名(法人の場合には代表者) 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成歷年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

(海外よりの委託に依り國內に於て支拂を爲さんとする場合)

委託支拂許可申請書

- 一、申請者 (住所、職業及氏名又は商號)
 - 二、委託者 (住所、職業及氏名又は商號)
 - 三、支拂金額
 - 四、支拂委託の方法(例、一覽後何日拂荷附手形振出)
 - 五、支拂の相手方 (住所、職業及氏名又は商號)
 - 六、支拂の豫定期
 - 七、立替支拂に在ては其の代り金回収の方法及豫定期
 - 八、支拂人と支拂委託者との關係及支拂を委託せられ之を引受けたる理由
- 左記商品輸入の爲

種類 (税番號附記)(なるべく詳細に記載すること)

數量 (商品の標準單位を用ふること)

單價、價額 (CIF・FOB等の別)

產地

九、其の他參考となるべき事項

前項輸入商品の

第四章 貨物の輸出入

- (一) 發註或は買付時期又は豫定期
- (二) 積出港、積出時期又は豫定期
(發送地か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)
- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期
- (四) 荷送人(住所、職業及氏名又は商號)
(受註人か荷送人と異なるときは併記のこと)
- (五) 輸入者(住所、職業及氏名又は商號)
- (六) 輸入商品の處分方法(賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的)
- (七) 其の他必要なる事項

右委託支拂御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人

商號

氏名(法人の場合には代表者) 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 (1) 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

(2) 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

無爲替貨物輸入許可申請書

一、申請者 (住所、職業及氏名又は商號)

二、輸入貨物

種類 (稅番號附記)(なるべく詳細に記載すること)

數量 (商品の標準單位を用ふること)

單價、價額 (CIF・FOB等の別)

產地

三、貨物代金決済の方法及見込時期又は其の豫定

(代金を決済せざるものに付ては其の事由を併記のこと)

四、外國爲替を取組まざる理由

五、其の他参考となるべき事項

前記入商品の

- (一) 發註或は買付時期又は豫定時期
- (二) 積出港、積出時期又は豫定時期（發送地が積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと）
- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定時期
- (四) 荷送人（住所、職業及氏名又は商號）（受註人が荷送人と異なるときは併記のこと）
- (五) 輸入者（住所、職業及氏名又は商號）
- (六) 輸入商品の處分方法（賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的）
- (七) 其の他必要なる事項

右無爲替輸入御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人 商號

氏名（法人の場合は代表者） 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト
又可成曆年ニヨル輸入豫定時期ノ年別ニ各別申請スルコト

（外國に於て滿洲向爲替を賣却し之が支拂を國內に於て爲さんとする場合）

外國通貨を對價とする外國爲替たる圓爲替賣却並に外國に於て爲したる委託に基き國內に於て爲す支拂許可申請書

- 一、申請者（住所、職業及氏名又は商號）
 - 二、圓爲替賣却行爲者（住所、職業及氏名又は商號）
 - 三、爲替の種類（普通爲替、替電信爲替等の別）
金額
 - 四、對價として受取るべき外國通貨の種類
 - 五、爲替の受取人（住所、職業及氏名又は商號）
 - 六、爲替の支拂地
- 支拂期日
- 支拂人（住所、職業及氏名又は商號）

- 七、現物又は豫約の別及豫約に在ては受渡期
 - 八、賣却の相手方（住所、職業及氏名又は商號）
 - 九、賣却の豫定期
 - 十、支拂の相手方（國內に於ける支拂先）
 - 十一、賣却並に委託支拂の目的其の他之を必要とする事由及支拂人と支拂委託者との關係
- 左記商品輸入の爲

種類（稅番號附記）（なるべく詳細に記載すること）
 數量（商品の標準單位を用ひること）
 單價、價額（CIF・FOB等の別）
 產地

十二、其の他參考となるべき事項

前項輸入商品の

- (一) 發註或は買付時期又は豫定期
- (二) 積出港、積出時期又は豫定期
 （發送地か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと）

- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期
- (四) 荷送人（住所、職業及氏名又は商號）
 （受註人か荷送人と異なるときは併記のこと）
- (五) 輸入者（住所、職業及氏名又は商號）
- (六) 輸入商品の處分方法（賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用する目的）
- (七) 其の他必要なる事項

右外國通貨を對價とする圓爲替賣却並に國內に於て爲す前記爲替の委託支拂御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人

商號

氏名（法人の場合には代表者）
 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類別毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

第四章 貨物の輸出入

(圓貨送金を爲替を取組み受取地に於て其の圓貨額を賣豫約する場合)

外國爲替買入並に外國通貨を對價とする

外國爲替たる圓爲替賣却許許可申請書

申請者 (住所、職業及氏名又は商號)

(一) 外國爲替買入

一、爲替の種類 (普通爲替、電信爲替等の別)

金額

二、爲替の受取人 (住所、職業及氏名又は商號)

三、爲替の支拂地 (爲替の支拂はるる地名)

支拂期日

支拂人 (爲替の支拂を爲す銀行)

四、現物又は豫約の別 (豫約に在りては受渡期)

五、爲替の賣渡人 (爲替取組を依頼する國內銀行)

六、買入の豫定期

(二) 外國通貨を對價とする圓爲替賣却

一、行爲者 (住所、職業及氏名又は商號)

二、爲替の種類

三、金額

三、對價として受取るべき外國通貨の種類

四、豫約の受渡期

五、賣却の相手方 (住所、職業及氏名又は商號)

六、賣却の豫定期

(三) 前記(一)、(二)の共通事項

一、買入及賣却の目的其他之を必要とする事由

左記商品輸入の爲

種類 (税番號附記) (なるべく詳細に記載すること)

數量 (商品の標準單位を用ふること)

單價、價額 (CIF・FOB等の別)

產地

二、其他参考となるべき事項

第四章 貨物の輸出入

前項輸入商品の

- (一) 發註或は買付時期又は豫定時期
- (二) 積出港、積出時期又は豫定時期（發送地か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと）
- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定時期
- (四) 荷送人（住所、職業及氏名又は商號）（受註人と異なるときは併記のこと）
- (五) 輸入者（住所、職業及氏名は商號）
- (六) 輸入商品の處分方法（賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的）
- (七) 其の他必要なる事項

右外國爲替買入並に外國通貨を對價とする圓爲替賣却御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人

商號

氏名（法人の場合は代表者）

印 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定時期ノ年別ニ各別申請スルコト

外國通貨買入許可申請書

- 一、申請者（住所、職業及氏名又は商號）
- 二、外國通貨の種類、金額及所在地
- 三、賣渡人（住所、職業及氏名又は商號）
- 四、買入の豫定時期
- 五、買入の目的其の他之を必要とする事由

左記商品輸入の爲

- 種類類（税番號附記）（なるべく詳細に記載すること）
- 數量（商品の標準單位を用ふること）
- 單價、價額（CIF・FOB等の別）
- 產地

六、其他參考となるべき事項

前項輸入商品の

- (一) 發註或は買付時期又は豫定期
- (二) 積出港、積出時期又は豫定期(發送地か積出港と異なるときは發送地出發送時期をも併記のこと)
- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期
- (四) 荷送人(住所、職業及氏名又は商號)(受註人か荷送人と異なるときは併記の事)
- (五) 輸入者(住所、職業及氏名又は商號)
- (六) 輸入商品の處分方法(賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的)
- (七) 其の他必要なる事項

右外國通貨買入御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人

商號

氏名(法人の場合には代表者) 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルヨト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

(外國に對し現金送金せんとする場合)

外國送金許可申請書

- 一、申請者 (住所、職業及氏名又は商號)
- 二、送金の方法 (なるべく具體的に詳細に記載のこと)
- 三、送金額
- 四、受取人ある場合には其の住所、職業及氏名又は商號
- 五、他人に託する場合には其の取扱者の住所、職業及氏名又は商號
- 六、送金の豫定期
- 七、送金の目的其他之を必要とする事由

左記商品輸入の爲

- 種類 (稅番號附記)(なるべく詳細に記載すること)
- 數量 (商品の標準單位を用ふることに)

第四章 貨物の輸出入

單價、價額 (CIF・FOB等の別)

產地

八、其他參考となるべき事項

前項輸入商品の

(一) 發註或は買付時期又は豫定時期

(二) 積出港、積出時期又は豫定時期

(發送か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)

(三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定時期

(四) 荷送人(住所、職業及氏名又は商號)

(受註人が荷送人と異なるときは併記のこと)

(五) 輸入者(住所、職業及氏名又は商號)

(六) 輸入商品の處分方法(賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用する目的)

(七) 其他必要なる事項

右外國送金御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人

商號

氏名(法人の場合には代表者) 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定時期ノ年別ニ各別申請スルコト

外貨證券處分許可申請書

一、申請書 (住所、職業及氏名又は商號)

二、外貨證券の名稱、數量、金額及所在地

(充當すべき金額が證券代り金の一部なるときは其の金額を併記のこと)

三、處分の豫定期

四、處分の方法 (賣却、代物辦濟等)

五、處分の目的

左記商品輸入の爲

第四章 貨物の輸出入

種類 (税番號附記)(なるべく詳細に記載すること)
 數量 (商品の標準單位を用けること)
 單價、價額 (CIF・FOB等の別)
 產地

六、其他參考となるべき事項

前項輸入商品の

- (一) 發註或は買付時期又は豫定期
- (二) 積出港、積出時期又は豫定期 (發送地か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)
- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期
- (四) 荷送人 (住所、職業及氏名又は商號) (受註人か荷送人と異なるときは併記のこと)
- (五) 輸入者 (住所、職業及氏名又は商號)
- (六) 輸入商品の處分方法 (賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的)

右外貨證券處分御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人

商號

氏名 (法人の場合には代表者) 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

外貨借入金に關する許可申請書

- 一、申請者 (住所、職業及氏名又は商號)
- 二、借入預定金額及豫定主要條件 (借入利率、返済期等)
- 三、擔保物の種類、數量及所在地
- 四、豫定借入地
- 五、契約の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 六、借入豫定期
- 七、借入の目的其他之を必要とする事由

左記商品輸入のため

第四章 貨物の輸出入

- 種類 (税番號附記)(なるべく詳細を記載すること)
- 數量 (商品の標準單位を用ふること)
- 單價、價額 (CIF・FOB等の別)
- 產地

八、其他參考となるべき事項

前項輸入商品の

- (一) 發註又は買付時期又は豫定期
- (二) 積出港、積出時期又は豫定期(發送地か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)
- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期
- (四) 荷送人(住所、職業及氏名又は商號)(受註人か荷送人と異なるときは併記のこと)
- (五) 輸入者(住所、職業及氏名又は商號)
- (六) 輸入商品の處分方法(賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的)
- (七) 其他必要なる事項

右外貨借入金御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右申請人

商號

氏名(法人の場合には代表者)

①

②

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ國品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

外貨預け金、外貨貸付金、其他外貨債權處分許可申請書

- 一、申請者 (住所、職業及氏名又の商號)
- 二、外貨預け金、外貨貸付金又は其他外貨債權の種類及金額
(處分高か一部なるときは總額及處分高の雙方の記載を要す)
- 三、預り人、借入人又は債務者(住所、職業及氏名又は商號)
- 四、處分の豫定期
- 五、處分の方法 (拂戻、讓渡、相殺等)

六、處分の目的

左記商品輸入の爲

- 種類 (税番號附記)(なるべく詳細に記載すること)
- 數量 (商品の標準單位を用ふること)
- 單價、價額 (CIF・FOB等の別)
- 產地

七、其他參考となるべき事項

前項輸入商品の

- (一) 發註或は買付時期又は豫定期
- (二) 積出港、積出時期又は豫定期 (發送地か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)
- (三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期
- (四) 荷送人(住所、職業及氏名又は商號)(受註人か荷送人と異なるときは併記のこと)
- (五) 輸入者(住所、職業及氏名又は商號)
- (六) 輸入商品の處分方法(賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使

用目的)

(七) 其他必要なる事項

右外貨預け金、外貨貸付金、其他外貨債權處分御許可相成度此段申請候也

康德 年 月 日

右額請人 商號

氏名 (法人場合には代表者) 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定期ノ年別ニ各別申請スルコト

無爲替輸出貨物(證券)代金を輸入貨物代金に充當の許可申請書

一、申請者 (住所、職業及氏名又は商號)

二、他人か輸出申告又は郵便差出の手續を爲したるときは其の者

(住所、職業及氏名又は商號)

三、充當金額

四、輸入貨物

種類 (税番號附記)(なるべく詳細に記載すること)

數量 (商品の標準單位を用ふること)

單價、價額 (CIF・FOB等の別)

產地

五、輸出貨物の品名(證券の名稱)

數量

價額

送り狀金額

荷受人 (住所、職業及氏名又は商號)

輸出時期及輸送の方法

仕向地及到着時期

六、充當を必要とする事由

七、其の他参考となるべき事項(輸入貨物關係)

前記輸入商品の

(一) 發註或は買付時期又は豫定期

(二) 積出港、積出時期又は豫定期(發送地か積出港と異なるときは發送地及發送時期をも併記のこと)

(三) 輸入港、輸入地、輸入時期又は豫定期

(四) 荷送人(住所、職業及氏名又は商號)(受註人か荷送人と異なるときは併記のこと)

(五) 輸入者(住所、職業及氏名又は商號)

(六) 輸入商品の處分方法(賣却先、時期、代金決済の時期方法、自家にて使用するものは其の使用目的)

(七) 其の他必要なる事項無爲替輸出に付許可を受けたる場合は許可金額、許可年月日及許可番號を記載のこと

右無爲替輸出貨物(證券)代金を輸入貨物代金に充當の御許可相成度此段申請候也

康徳 年 月 日

右申請人 商號

氏名(法人の場合は代表者) 印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

第四章 貨物の輸出入

注意 ① 用紙ノ大キサハ美濃判ヲ用ヒ鮮明ニ認ムルコト

② 原則トシテ商品ノ種類毎ニ各別ノ申請ヲナスコト

又可成曆年ニヨル輸入豫定時期ノ別ニ各別申請スルコト

(丙) 事後報告

以下に述ぶる報告の方法はこれにより報告する事、業務上其の他の事由により著しく支障あるときは其の事情を經濟部大臣に申出づれば大臣は特別の方法を定むる事がある(第二十四條第三項)又經濟部大臣は必要と認むるときは事項及び人を指定して以下述ぶるものの外報告を徴し又以下に述ぶる報告を免除する事を得る(第二十三號第三十條)故に本免除を欲するものは其の理由を具し經濟部大臣に申請しなければならない。

更に大臣は必要と認むるときは官吏をして何人に對しても貨物の輸入に關係ある事項に付其の帳簿、其の他の検査を爲さしむる事が出来る(第二十三號第三十一條)

右に依り報告書又は其の他のものを一定の期間内に提出す可き義務を課せられたる者、變災其の他の已むを得ざる事故に依り其の期間内に提出する事を得ざるときは其の事故止みたるとき其の事由を具して遲滞なく提出す可し。

A 滿洲外より滿洲内への貨物の輸入に必要なる決済をなす爲に爲替取引、送金行爲(例へは現貨

携帯又は送付及び右送付又は携帯の爲にする外國通貨の取得を含む)信用狀取得、無爲替輸出貨物若しくは證券の代金の充當或は又滿洲外に有する外貨證券及び外貨債權處分又はこれらのものを擔保とする借入金等をなしたる者は第二十五號第十二條の規定に基き左記様式(第二十五號附屬書式第二號)の正副一通の報告書を作成し税關又は配達郵局を経て取引又行爲の月の翌月十五日迄に經濟部大臣宛報告す可し。

但し右報告は左記の場合は免除せらる。

B、官廳の輸入する物

更に本報告書は貨物輸入に伴ふ輸入報告書にして爲替取引、信用狀取得、送金、外貨借入金、外貨證券、外貨債權の處分に關しては第二十三號第二十七條の規定に依り別途報告を要するも此に關しては前節又後節に於て述べたる所を參照せられたし。

康德四年經濟部令第二十五號第十二條の規定による輸入報告書

報告の類
種類

康德 年 月 分 住所 氏名又は商號

輸入日	輸入港	貨物ノ種類	貨物ノ数量	貨物ノ價額	荷役人ノ姓名	注文又ハ買付書ノ月日	積出港及積出月日	積出港及積出月日	信用状取金月日及許可	無輸入金積出月許可	代金決済方針及時期	價額ノ全部又ハ一部ノ取付理由	備考

注意

- 一、本店及各支店毎ニ別紙ニ記載シ且全部有爲替、一部無爲替又ハ全部無爲替ノ區別ニ從ヒ各別紙トスヘシ
- 二、報告ノ種類ノ欄ニハ全部有爲替、一部有爲替又ハ全部無爲替ノ別ニ記載ス可シ
- 三、商品毎(同一商品ニ於テハ輸入日順ニ)ニ記載シ各合計ヲ附ス可シ
- 四、商品名ハ海關進口税(輸入税)規則ニヨリ記載ス可シ
- 五、一口千圓未満ノモノハ商品毎ニ一括シ口數及金額ノミヲ記載シ其ノ他ノ欄ノ記載ヲ省略スルコトヲ得
- 六、郵便又ハ鐵道ニ依ル場合ニハ輸入港ノ欄ニハ輸入地ヲ積出港ノ欄ニハ發送地ヲ記載ス可シ
- 七、報告者カ輸入者ニ非サルトキハ輸入者ノ住所氏名又ハ商號ヲ備考ノ欄ニ記載ス可シ
- 八、本報告書ノ用紙ノ大キサハ縦二〇耗、横二九七耗トス可シ

B 價額の全部又は一部に付き外國爲替を取組まざる貨物を滿洲外より滿洲内へ輸入し爲替取引、送金、無爲替輸出貨物代金の充當、滿洲外にある外貨證券、外貨債權の處分又は之を擔保とする借入金等以外の方法によりその輸入貨物代金の決済をなし又代金の決済をなさざる者。

右の者は第二十五號第十三條の規定により左記様式(第二十五號附屬書式第二號)の正副二通の報告書を作成し輸入月の翌月十五日迄に税關又は差出郵局を経て經濟部大臣宛報告す可し

但し左に掲ぐる物に付ては此の限りに非ず。

- 一、慈善又は救恤の爲の寄贈品
- 二、官廳の輸入する物
- 三、價額百圓以下の物
- 四、手荷物又は引越荷物

報告書様式はAに於て述べたると全く同一なるを以て省略す。

C 第十條、第十四條の報告規定は經過的なるものにして現在に於ては不要なり。

四、罰則

A 前述貨物の輸出に關係ある行爲又は取引にして許可を要するものを許可を受けずして之をなした

第四章 貨物の輸出入

る者は三年以下の有期徒刑又は一萬圓以下の罰金に處せられる、但し當該取引又は行爲の目的物の價額の三倍が一萬圓を超ゆるときは罰金は當該價額の三倍以下とす（法五條第一項）

B 前項の許可申請書に虚偽の記載をなし又は前述の諸報告をなさず之をなすも虚偽の事項を記載したる場合は六ヶ月以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處せらる（法五條第四項）

C 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人その他の従業者が其の法人又は人の業務に關して上述の課罰行爲をなしたるときは行爲者を罰する外其の法人又は人に對し上述の罰金刑を科す（法六條）

D 上述の罰則は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人、其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す。

本法施行地に住所を有する人又は其の代理人、使用人、其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲にも亦適用される（法七條）

第五章 爲替、送金、信用狀、通貨

一、總 說

その附屬的な目標は暫くちき爲替管理法自體の目標は資本の國外逃避防止、邦貨の對外價値の維持にある事は論を俟たざる所である然らば此の目標に直接關係ある爲替、送金、信用狀、通貨が先づ第一に爲替管理法に於て取締りを受くる事又當然の事と言はなければならぬ。

然らば爲替管理法上爲替、送金、信用狀、通貨が如何に取締られ居るかに付き以下略述しよう。

先づ法第一條に於て政府が爲替取引、信用狀、送金に對する取締りをなし又政府が外國爲替相場を一方的に取極め得る事を定めて居る第二條にては右被取締り事項に關して政府が報告を徴し又は種々の検査をなし得る權限を認め第三條にては政府が外國爲替に關する取引を自ら任意個所に集中せしめ得る權限を認め、第四條にては外國通貨、外國爲替の強制處分をなさしめ得る權限を認め、第五條にては右政府の此種權限の行使に對し違背する者に對する罰則を規定してゐる。

右法が政府に與へた權限に基き現實に經濟部は次の如き取締り規定を設けてゐる即ち部令第二條にて爲替思惑取引即ち投機行爲を禁じ、第三條にては爲替取引、外貨取引、送金、一般に關する取締り

をなし第四條にては第三條の取締りに對する例外を規定し第十條にては信用狀に取締りをなし二十七條にては右被取締り事項に對する事後報告に關する規定をなし第二十八條外國通貨、外國爲替を有する者が滿洲内に居住するに至りたるよきの届出義務に關する規定をなし第二十九條、第三十條、第三十一條にては右取締り事項に對する報告、検査に關する規定をなし第三十二條にては外國通貨、外國爲替の強制賣却に關する規定を設けてゐる。

右の外爲替管理法上の外國爲替銀行の爲替取引、送金、信用狀、外國通貨取引に關し特別の規定あるも之に付ては別節に於て述ふるを以て本節にては省略す。

二、法規解釋

爲替管理法上の爲替、送金、信用狀、外國通貨は本法の中心をなし且つその解釋は特種のものなるを以て本項法規解釋は時間の許す範圍にて詳細に述ふるを以て充分に研究理解せられん事を望む。

第二十三號關係

第二條

本條は爲替の思惑取引を絶對的に禁止するもので本條に思惑取引の成立要件及び外國爲替即ち爲替管理法上の外國爲替の定義を規定す先づ第一に思惑取引の所立要件に付て述べよう。

一、商取引上の必要其の他の實需に基かざる事。

二、圓の爲替相場の變動により利益を得る目的を有する事。

三、外國通貨及び外國爲替又は滿洲外より滿洲外に仕向けたる圓爲替の賣買をなす事。

今一、二、三順次に付きて研討してみよう。

第一に商取引上の必要其の他の實需に基かざる事に付て述べると商取引上の必要とは貨物商品等の輸出入代金の決済それに伴ふ保険料運賃等々一切の附屬的費用の決済を指すもので其の他の實需とは海外旅行者か旅費を得る爲とか海外居住者に生活費、學費等仕送るとか海外居住者より送られた送金爲替の支拂を受ける等の一切の實際的必要に基くものは第一に該當せざる事になる。

次に第二にては所謂爲替の投機取引によりて利得する目的を有する事である斯る目的なるものは之を客觀的に果して之を有するか否か決定する事は殆んど不可能に近い故に第一の要件を具へる時即ち商取引其の他の實需に基かざる時は一應思惑意思あるものと推定を受けるのは當然である併し注意すべきは商取引（又は其の他の實需に基く場合にては同様であるが）の必要に基き而も邦貨の爲替相場の變動により利益を得る目的を有する場合果して之は所謂思惑取引なるか否か。

之は思惑取引にあらず何故ならば本邦の輸入商が米國の輸出商より商品を輸入し該商品代金千弗を支拂ふ爲に對米爲替の逆なる場合を避け其の順になるを待ちて對米爲替を買入るとき之は邦貨の爲

替相場の變動により利得を得る目的を有するものと見なければならぬ。

併しかかる事實は所謂商人の商取引技術に屬するもので之を取締る事は對外商取引なるものを否定する結果に立到るを以てかかる場合は思惑取引として之を禁ずるを得ず故に例へ第二の要件を具備するも第一の要件をかく時は之を思惑取引とする事は出来ぬ又同様に第二の要件をかくも第一の要件を有する時も之を思惑取引と見得ざるも實際上取引上の必要又は其の他實需に基かず而も投機利潤を得る目的もなく外國爲替を買賣するが如きは起り得ず且つ又先にも一言したるが如く第一要件を具へるときは一應思惑意思を有するものと推定せらる。

次に第三であるが第一、第二は寧ろ此を抽象的要件と呼ぶならば第三は具體的要件と名づける方が適當かも知れぬ。

第一、第二の要件を有するも實際に賣買と言ふ事實が伴はざる限り思惑取引は成立し得ず此所に賣買は現物賣買及豫約賣買を含むものと解しなければならぬ、事實爲替管理法上豫約と現物と同様に取扱はれてゐる。

次に第三に於て外國爲替、外國通貨、滿洲外より滿洲外に仕向けたる圓爲替の賣買とあり爲替管理法上滿洲とは滿洲國及び關東州をいひ滿洲外とは金地金に關する規定に於ける場合を除く外總へて日本を含まざるものなり。但し本條の外國爲替の定義に於てのみ滿洲外なる文句は日本を含む。

先づ外國通貨に付て述べれば本邦爲替管理法にては日本と本邦との特殊關係よりして日本國通貨を外國通貨より除外し國幣と同一地位と取扱ひとを與へ兩者を合して單に圓と稱してゐる。

次に滿洲外より滿洲外に仕向けたる圓爲替であるが、かかる圓爲替の賣買をなし得るものは第一に外國にある外國人及び外國法人第二に外國にある本邦人次に滿洲内に本店又は主たる事務所を有する法人又は人の外國に於ける代表者、代理人、使用人、其の他の從業者なり第一に滿洲外にある外國人の場合は外國爲替管理法は屬地法（屬地法なる所以は管理法第七條に特に本法施行地外に於てなされたる行爲又取引を取締る場合を規定しある所よりも明らかである）なる性質よりして取締りの對照とならず。但し當該外國人が本令施行地内に住所を有する場合に於ては管理法第七條によりて取締られる又其の外國人の代理人、使用人其の他從業者がなしたる行爲に付きても同様なり。

第二の外國にある本邦人の場合なるも該本邦人が本令施行地に住所を有するときは第一の外國人が本令施行地内に住所を有する場合と同様なり然るに該本邦人が外國に住所を有する場合に於ては外國に住所を有する外國人と同様なり。

第三の法人の場合だが實際的には法人の場合が最も問題になり得る。即ち滿洲内に本店又は主たる事務所を有する法人の代理人、使用人又は其の他從業者（之は海外支店、出張員、駐在員、代理店等が主たるものなり）が滿洲外に於て圓思惑をやる場合それは取締られる。

更に特種の場合に屬するも若し滿洲外より滿洲内に仕向ける圓爲替が滿洲内に於て賣買せられ而も、それが本條に所謂思惑取引に屬するときは本條の適用を受くる。且又一面より滿洲外より滿洲外へ仕向けたる圓爲替の賣買は思惑に非ざる限り自由なり。

然るに第一の滿洲外より滿洲外に仕向けたる爲替中圓爲替に付てはかく取締り規定ある故に問題なきも圓以外の通貨表示の場合例へば紐育より倫敦に仕向けたる磅爲替は本定義よりすると外國爲替に非ざる事となりかかる手形を偶然内地の銀行が有し居る場合顧客がそれを買ふも外國爲替の買にならず又圓の磅に對して逆なる場合を待ちそれを賣る事は外國爲替の賣にならず結局圓思惑は行はるるも本條では取締り得ず。但しそれを外貨表示債權の賣買として取締るは又別問題である。

次に外國爲替に付てであるが本條に於て外國爲替とは管理法上如何なるものなるかを規定してゐる次にそれに付て述べよう本來の外國爲替の意義は兎も角本令に於て特に外國爲替を定義してゐる之は爲替管理の上に於ける外國爲替の意義で本來の意義に於ける外國爲替と多少一致せざる所あり。即ち本令にて外國爲替とは

滿洲内より滿洲外に仕向け又は滿洲外より滿洲内に仕向けたる爲替手形、小切手、支拂指圖、電信爲替及郵便爲替を言ふ、但し滿洲と日本國との間の圓爲替を除くとあり。

今本定義を見るに本來の意味に於ける外國爲替よりも其の意義の狭い事が分る第一に支拂地、振出地共に外國にある爲替を含まず第二に滿洲と日本國との間の圓爲替を外國爲替より除外す。

第三條

爲替取引の基本的取締規定て其取締の對照となる取引又は行爲を列擧す以下第一號より順次に説明してみよう。

一、圓を對價とする外國通貨又は外國爲替の買入

本號に於て「圓を對價とする」とあるが滿洲内に於てなす外國通貨又は外國爲替の賣買の對價は一國通貨の強制通用力の觀點よりして圓を以てせられる故に本號に於て「圓を以てする」と言ふ事は「滿洲内に於てなす」と言ふ意味なりと解せられる。

此所に於て明白に區別す可きは「爲替の賣買」と「送金」である往々賣買即送金の如くに解し居る者あるも之は管理法上明らかに區別す可きなり爲替の賣買と送金とが最も密接なる電信爲替の場合に付てみるに例へば、甲なる者が倫敦向電信爲替を買ひ相手銀行が自行の倫敦の支店又はコルレズ先に既に電報にて其の旨通知済となり居るも甲なる者現實に電信又は其の他如何なる方法にても可なるも、倫敦の自己の債權者に其の旨通知せざる限り爲替の賣買は行はれたるも送金行爲なく當該通知を發したる瞬間に於て送金行爲ありたるものと見る可きなり斯く爲替の賣買と送金とは明白

に區別せらる可きで賣買は主として思惑防止送金への第一段階抑制の見地より取締られ送金は直接的資本逃避の防止の見地より取締られるものである。

次に又外國通貨を對價とする外國爲替又は外國通貨の賣買に付き一言するに爲替管理法上かかる賣買は滿洲内にては認められず例へば甲なるものがを以てをを買はんとするとき甲なる者は一應を賣つて圓を得、然る後にその圓を以てをを買ひたるものと見做し第二の買入行爲は本號に依り取締らる。

第二號

第一號に於ては國內に於ける外國爲替及び外國通貨の買入に付き取締りたるも第二號は外國爲替の賣却の取締りに關する規定なり前號に異なるは賣却に當りては外國爲替銀行に非ざる者を相手方とする場合、次に外國爲替銀行を相手方とするも買爲替の相殺を目的とする場合のみを取締つて居る而も外國通貨の賣却に關しては全然取締り規定なし故に第二條の思惑に非ざる限り外國通貨の賣却は全く自由なるものなり。

先づ第一の場合に付きて述べ第二の場合に及ばん。

第一の場合に於て外國爲替銀行に對し賣却を自由として居るもが爲替銀行に對する外國爲替の賣却が自由なりとすれば其處に投機取引の餘地を残さざるやの疑問あるも投機には賣の前に買かなくては

ならぬ然るに買は第一號により取締られて居るを知らば此の疑問も解消するであらう。次に疑問となる點は何故に外國爲替銀行以外のものを相手方とする場合を取締るものなりや海外資金の取寄せを容易ならしむる點より見れば外國爲替銀行に賣却するもその他の者に賣却するも全然同一であらうと言ふ點である之は一應尤もなるも例へば從來商社では海外支店又は海外取引先等と外貨や圓の附替を行つて内容に於ては外國爲替取引と同様の取引をなし外國爲替銀行の業務と同一視される行爲がある。外國爲取引を殆んど總へて一應取締らんとする當局としては外國爲替業務に關する一切の報告を日々なさせしめ居る外國爲替銀行にこれを集中せしめんとするものなり。

次に第二の場合に付て

此の場合には外國爲替銀行を相手方とする場合も買爲替の相殺をなさんとするものは一應取締られるその理由は例へば先づ先物を買つて之を賣却せんとするものは多分に思惑分子を含む、故に例へ外國爲替銀行を相手方とするも取締られるこれは商品等の購入の爲に外國爲替を買ふも商品實際價格を多分に超過するか如き場合にはその不使用分の賣却に當りて許可を取らしめんとする爲の規定なり。

第三號

本號に於て「外國通貨を對價とする」と言ふ事は外國に於ての意味である何故なれば本邦に於て爲替の賣買は邦貨を以てせられる然し理論的には本邦内に於て外國通貨を以て爲替を賣買すると言ふ事

も考へられよう併し外國通貨は本邦に於て通用力なくかかる場合貨幣の通用力と言ふ點よりして一度外國通貨を賣り、よつて得たる圓を以て外國爲替たる圓爲替を買入れたるものと見做す、故に前段の外國通貨を賣る事自體は自由なるも當該圓爲替を買ふ場合第一號の外國爲替の買に於て取締られる事になる。

故に本號の問題となるは滿洲内に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者代理人使用人其他の従業者が滿洲外に於て外國爲替たる圓爲替を買買せんとするを取締らんとするもので爲替の賣買そのものを取締らんとする點より見て前二號と同じく圓の對外價値の維持及び圓の投機取締りの目的より生れたる規定なり。

第四號

前三號圓價の對外價値の維持及び圓思惑、送金の第一段階を取らんとするも本號次の第五號と共に直接的資本逃避防止の目的を有するもので如何なる方法による送金も之を取締らんとしてゐる。故に次の第四條但書及び銀行に對する例外の規定にあたらざる場合外國向の一切の送金は一應本條によりて取締られる事となる故に例へば外貨又外國爲替を手持し之を送附して送金の目的を遂げんとするときは別に第一號によりその取得の許可申請は必要なきもその送附にあたり本號の許可を要す。

第五號

本號所謂委託支拂を取締らんとするものなり。

即ち外國に於て爲したる委託に基き本邦に於てなす支拂は所謂逆送金にあたるものにして爲替取引の上では荷爲替又は取立爲替に對する支拂で外國に於て資金が拂はれ代り金が本邦に於て取立或は支拂はれるものである。

外國爲替銀行か右支拂をなす場合に於ては第十八條第一項第四號の規定により自由なりしも第二十五號第七條にて制限を受くるに至れり此の點「外國爲替銀行」の節にて詳述す。

第四條

本條は第三條の基本的取締原則に對する例外規定である。

即ち爲替の賣買又は送金に關する取締りに對する例外である。

但し送金にあたりての通貨又は外國通貨送付又は携帯の方法以外の方法に關するものにして、通貨又は外國通貨の送付の方法によるものは官廳の業務として又は官廳の必要に基きてなす以外には千圓相當額以下のみ許可なしに之をなす事が出来る故に例へば第二號にて一萬圓送る事自體は自由なるもそれを通貨又は外國通貨送附の方法にて送らんとするときは九千圓に付ては許可を要す故に九千圓を現貨送附以外の方法にて送るときは自由となる。

以下各號に付て説明を加へよう。

第一號

貨物の輸出入の場合は前條の規定を適用せざるを参照定す。

本號に貨物中に證券を含まず證券の意義貨物の意義に付ては別章参照

本號は即ち正常の貿易は之を制限せざる主旨に出ずるものである併し乍ら圓の對外價値の維持、國際收支の適合の點を更に強調して第二十五號第一條により輸入即ち貨物の輸入の爲めする前條の取引又は行爲も制限を受くるに至つた。但し輸出に伴ふものは從來通り自由なり（貨物の輸出入に付て述へたる所参照）

第二號

本邦内に於て支拂はるる公債の利子（勿論之は本邦の公債、市町村債の利子の意）次に社債又は銀行預金の利子を滿洲外に住所を有する権利者に送る爲必要なるとき。

注意す可きは法文明白滿洲外に「住所を有し又支拂を受くる権利を有する者」と言つて居る故に受拂人は必ず法律上正當の権利即ち支拂を強制し受ける権利を公法上私法上有して居なければならぬ且つ又外國に當該権利者が住所を有しなければならぬ此の住所の民法上の住所の意義である故に権利者が例へ滿洲外にあるも其の住所本邦内にある場合は本號の適用を受けぬ。

第三號及び第四號

海外旅行をなさんとするものの旅費に關する規定なり。

即ち如何なる額迄旅費を携帯出来るかに關する規定である。即旅費携帯の方法は現貨携帯、送金爲替携帯、信用狀（旅行小切手携帯を含む）携帯の方法がある。

右の中現貨携帯千圓相當額以下及び送金爲替、信用狀と通計し千圓相當額以下と規定す故に海外に旅行せんとするものは二千圓相當額以下迄許可なくして旅費を携帯出来るのである故に二千圓を超ゆるときは其の超過額に付き許可を要する、但し右二千圓は誰でも之を許されるに非ず旅行をせんとする者の身分に應じ二千圓以下の或る一定額が許されると解す可きなり。

第五號

官廳より支給を受けたる旅費其の他の給與を携帯又は送付する爲必要なるとき。

本號にて注意すべきは本號は官吏又は之に準する者が官廳の命により海外旅行又は出張をなす場合を豫定して規定せられたるもので右の外官吏が國內にて月給又は賞與、退職金等の支給を受け之を海外に携帯又は送付するときは許可を要す。

第六條

滿洲外に在る家族に對し一ヶ年内の所要に充つべき生活費千圓相當額以下を送る爲必要なるとき。

本號の家族は嚴重なる解釋を要し且つ千圓相當額以下なる言葉も家族の生活程度に應じ千圓相當額

以下の或る一定額に於ての意義なり。

第七號

本邦又は日本國に於て發行したる信用狀に基き爲替を賣却したり其の支拂ひを爲したり或は支拂の爲め爲替を買入れたりするときは許可を要せず、何故なれば信用狀は其の取得のとき許可を要し許可を得て取得したる信用狀に基きてなす爲替取引乃至之による送金行爲は當然自由たる可し。

第八號

官廳即ち滿洲國官廳の業務として爲すとき又は該官廳の必要に基きてなすとき。

本號にて官廳が自らなすときは問題なきも個人が官廳の依頼に基きなすとき行爲者が名義上個人なるときは本號の適用を受けず、行爲の名義人は官廳たる可し。

第七號

他の各號に該當する場合の外一ヶ年を通じ二百圓相當額以下の金額を送金し又は支拂をなすとき。

第十條

本條は信用狀取得に關する取締り規定にして本條に於ける「取得」とは發行依頼人としての取得の意義にして受益者としてのそれに非す但し國內信用狀並に日本國向の信用狀の取得は右許可を要せず右二つを除く外の信用狀を滿洲内に於て取得せんとする者はその種類、金額の如何に不拘本條の適用を受ける。

但し其の取得の目的よりして次の如き例外あり。

一、滿洲外より滿洲内への貨物の輸入又は滿洲内より滿洲外へ貨物の輸出の爲必要なるときは許可を要せず。

併し本號に對し第二十五號第二條の規定による制限がある、同條により貨物輸入の爲にする場合は許可を要する事となつた。

此所に於て一言注意を要するは貨物輸出の爲にする信用狀に付てであるこれは所謂輸出信用狀と稱するものにして輸出者が自ら振出す手形の圓滑なる流通を計らんとして銀行より取得するものなり。

二、滿洲外に旅行する者の旅費に充つる爲該旅行者の携帯する送金爲替の金額と通し千圓相當額以下の信用狀を出發豫定日前二週間に取得するとき。

本號の旅費千圓相當額以下の意義は第三條第四號に付て述べたる所と同一なり。

三、官廳より支給を受けたる旅費其の他の給與を携帯又は送付する爲信用狀を取得するとき。

本號の解釋も第三條第五號に於て述べたる所と全く同一なり。

第二十七條

外國爲替、外國通貨、送金、信用狀等に関する取引又は行爲をなしたる者の一般報告義務に関する規定なり。

第二十八條

外國通貨、外國爲替等を有する者が本令施行地内に住所を有するに至りたる場合の届出義務に關して規定す。

第二十九條、第三十條、第三十一條

右報告の提出期間の遅延、右報告以外の一般検査等に付き規定す。
第三十二條

外國通貨外國爲替等に關する一般強制處分に關する規定なり。

三、許可手續

A 滿洲内に於て外國通貨を買入れんとする者

滿洲内に於て外國通貨を買入れんとする者は第二十三號第三條第一號の規定に基き左記事項（第二十四號第四條）を記載したる正副二通の許可申請書を最寄中央銀行經由經濟部宛提出す可し。
外國通貨買入許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
 - 二、外國通貨の種類、金額及所在地
 - 三、賣渡人の住所、職業及氏名又は商號
 - 四、買入の豫定期
 - 五、買入の目的其の他之を必要とする事由
 - 六、其の他参考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

B 滿洲内に於て外國爲替を買入又は外國爲替銀行以外の者に賣却せんとする者又は買爲替の相殺の目的を以て外國爲替を賣却せんとする者。

滿洲内に於て右外國爲替の買入又は賣却をなさんとする者は第二十三號第三條第一號又は第二號の規定に基き左記事項（第二十四號第五條）を記載したる正副二通の許可申請書を最寄中銀經由經

濟部大臣に提出すべし。

外國爲替買入(又は賣却)許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
 - 二、爲替の種類及金額(種類は普通送金爲替、電信送金爲替、荷爲替、クリーン、ビル等に付て記載す可し)
 - 三、爲替の受取人の住所、職業及氏名又は商號
 - 四、爲替の支拂地、支拂期日並に支拂人の住所、職業及ひ氏名又は商號
 - 五、現物又は豫約の別、豫約にありては受渡期
 - 六、取引の相手方の住所、職業及氏名又は商號
 - 七、買入(又は賣却)の豫定期
 - 八、買入(又は賣却)の目的其の他之を必要とする事由
 - 九、其の他参考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

印

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

C 外國に於て外國爲替たる圓爲替の賣買をなさんとする者

外國に於て右圓爲替の買入又は賣却をなさんとする者は第二十三號第三條第三號の規定に基き左記事項(第二十四號第六條)を記載したる正副二通の許可申請書を最寄中銀を經由經濟部大臣に提出す可し。

滿洲外に於ける外國爲替たる圓爲替買入(又は賣却)許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、爲替の種類、金額及對價として支拂(又は受取るべき)外國通貨の種類
- 三、爲替の受取人の住所、職業及氏名又は商號
- 四、爲替の支拂地、支拂期日並に支拂人の住所、職業及氏名又は商號
- 五、現物又は豫約の別及豫約にありては受渡期
- 六、取引の相手方の住所、職業及氏名又は商號
- 七、買入(又は賣却)の豫定期
- 八、買入(又は賣却)の目的其の他之を必要とする事由

第五章 爲替、送金、信用狀、通貨

九、其の他参考となる可き事項
右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

D 外國通貨又は外國爲替を買入之を送付する等前A Bに於て述べたる方法以外の方法により滿洲内より滿洲外への送金をなさんとするもの。

即ち右送金行爲をなさんとする者は第二十三號第三條第四號に基き左記事項(第二十四號第七條)を記載したる正副二通の許可申請書を最寄中銀經由經濟部大臣宛提出す可し。

滿洲外送金許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
- 二、送金の方法
- 三、送金額
- 四、送先地

- 五、受取人ある場合には其の住所、職業及氏名又は商號
 - 六、他人に託する場合には其の取扱者の住所、職業及氏名又は商號
 - 七、送金の豫定期
 - 八、送金の目的其の他之を必要とする其由
 - 九、其の他参考となる可き事由
- 右由請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

E 滿洲外に於てなしたる委託に基き滿洲内に於て支拂をなさんとする者。

右支拂をなさんとする者は第二十三號第三條第五號の規定に基き左記事項(第二十四號第八條)を記載したる正副二通の許可申請書を最寄中銀經由經濟部大臣に提出す可し。

滿洲外より委託に基き滿洲内に於てなす支拂許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號

第五章 爲替、送金、信用狀、通貨

- 二、委託者の住所、職業及氏名又は商號
 - 三、支拂金額
 - 四、支拂委託の方法（例へは取立爲替の被仕向等）
 - 五、支拂の相手方の住所、職業及氏名又は商號
 - 六、支拂の豫定期
 - 七、立替支拂に在りては其の代り金回収の方法及豫定期
 - 八、支拂人と支拂委託者との關係及支拂を委託せられ之を引受けたる理由
 - 九、其の他參考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

F 滿洲内に於て信用狀を取得せんとする者。

右取得をなさんとする者は第二十三號第十條の規定に基き左記事項（第二十四號第十三條）を記

載したる正副二通の許可申請書を最寄中銀經由經濟部大臣宛提出す可し。

信用狀取得許可申請書

- 一、申請者の住所、職業及氏名又は商號
 - 二、信用狀の種類、金額及主要條件
 - 三、信用狀に依る手形振出人の住所、職業及氏名又は商號
 - 四、信用狀發行者の住所、職業及氏名又は商號
 - 五、取得豫定期
 - 六、取得の目的其の他之を必要とする事由
 - 七、旅行信用狀にありては旅行の豫定計畫、同一の旅行の爲他に取得する旅行信用狀あるときは其の金額及別に携帶又は送付する旅費あるときは其の金額
 - 八、其の他參考となる可き事項
- 右申請候也

康德 年 月 日

申請人

經濟部大臣 韓 雲 階 殿

印

G 尙貨物輸出入に關係ある爲替取引、信用狀取引、送金行爲、委託支拂、外國通貨の取得等の許可申請も全く上述の許可申請手續と全く同一なるを以て本節の許可申請手續は「貨物の輸出入」節にそのまま代用せらるるに付一言す。

以上總て個別的許可申請に付て述べたるも尙爲替、信用狀取引、送金に關する許可申請に於て包括的許可申請ありその申請書の記載にあたりては前節迄に諸許可申請手續に於て述べたる所を参照すれば足る、尙其の提出部數、提出手續は個別許可申請の場合と毫も異なる所なし。

更に本節許可申請に於て一言す可きは滿洲内に住所を有する法人の代表者、代理人、其の他の從業者が外國に於てなす取引又は行爲に付き許可申請する場合には法人の本店、主たる事務所又は新京所在店より申請書を提出する事此の場合にては其の取引又は行爲をなす者の住所、職業及氏名又は商號をも記載す可し、更に人の代理人、使用人、其の他の從業者が外國に於てなす取引又は行爲に付き許可を申請する場合には本人又は使用主より申請書を提出する事、此の場合にても其の取引又は行爲をなす者の住所、職業及び氏名又は商號をも記載す可し（第二十四號第二十三條）

四、事後報告

前述の外國爲替、外國通貨の取得又は處分、滿洲外に對する送金、信用狀の發行又は取得をなした

る者は次に述ぶる様式に依り各月分を翌月十五日迄に報告す可し。

但し右各取引又は行爲毎に其の目的物の金額通じて千圓相當額未滿なる場合本報告の要なし（第二十三號第二十七條）

次は外國爲替、外國通貨を有する者か本令施行地内に住所を有するに至りたる時も次に述ぶる所に依り住所を有するに至りたる月の翌月十五日迄に届出を要す、但し其の目的物の金額千圓相當額未滿なる場合は本届出の要なし（第二十五號第二十八條）

次に右報告又は届出は右に述べたる如く一定の期間内に之をなす可きも報告又は届出義務者が變災其の他の已むを得ざる事由に依り其の期間内に提出する事能はざるときは其の事故止みたる時も其の事由を具して遲滞なく提出する事（第二十三號第二十九條）

尙大臣は必要と認むるときは官吏をして何人に對しても右報告事項以外に關し本章に述べたる取引又は行爲に關係ある事項に付き右に述べたる以外の報告を徴し又帳簿其の他の検査をなさしめ又場合に依つては報告者の申請により特に右に述べたる報告を免除するを得（第二十三號第三十條、第三十一條）

次に左記の報告様式、報告手續は絶對的のものに非ず、即ち左記により報告する事、業務上其の他の事由に依り著しく支障あるときは其の事情を經濟部大臣に申出づれば此の場合經濟部大臣は特別の

手續を定むる事がある。

A 外國通貨の取得又は處分をなしたる者。

外國通貨の取得又は處分をなしたる者は第二十三號第二十七條第一號の規定に基き各月分を翌月十五日迄に（但し滿洲外に旅行せんとする者は出發前に）左記様式（第二十四號附屬書式第九號の一）により正副二通の報告書を作成し最寄中銀經由經濟部大臣宛報告す可し。

(甲) 國內所在地

命令第二十七條の規定に依る外國通貨所有高増減報告書

氏名又は商號 (前同提出 康徳 年 月分)

外貨別	前月末現在高	當月中取得高	當月中處分高	月末現在高	備考

注意

- 一、其ノ月中ニ一ツデモ外貨ニ付増減アルトキハ他ノ増減ナキ外貨ニ付テモ其ノ月末現在高ヲ記載ス可シ
- 二、其ノ月中ニ滿洲外ニ現送シタル者ハ當月中處分高ノ欄ニ記載シ備考欄ニ其ノ旨記入ス
- 三、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 四、報告書ノ大サハ縦一八二耗、横二五七耗トス可シ

(乙) 海外所在分

氏名又は商號 (前同提出 康徳 年 月分)

外貨別	前月末現在高	月末現在高	外貨所在地	備考

注意

- 一、本報告表ハ海外ニ外貨ヲ有スル者ガ其ノ外貨所有高ノ増減ニ付キ報告ヲナスモノニシテ海外ニ之ヲ有セザル者ハ勿論本報告書提出ノ要ナシ
 - 二、月末現在高各外貨通シテ千圓相當額未滿ノ場合ニハ報告スルニ及バズ
 - 三、以上ノ外甲表ノ注意ニ準ス
- 第五章 爲替、送金、信用狀、通貨

注意

- 一、(1)ノ注裏一、二、三、四、五、六ニ準ス
- 二、當月中ノ新規契約高及現物賣却高ノ合計ガ一萬圓相當額未滿ノ場合ニハ報告スルニ及バズ

(2) 外國に於ける圓爲替の賣買

(1) 圓爲替の賣

康徳 年 月分 住所

氏名又は商號 (前同提出 康徳 年 月分)

種類	買入ノ住所 氏名又は商號	支拂人ノ住所 氏名又は商號	爲替ノ種類	金額		爲替相場	契約ハ受渡期、 現物賣却ノ日	備考
				金幣	外貨			
現物								
契約								
現物								
契約								
現物								
契約								
現物								
契約								

注意

- 一、本報告表ニハ外國ニ於ケル外國爲替タル圓爲替ノ賣却ニ付テ記入ス(故ニ滿洲外ト滿洲外トノ間ノ圓爲替ニ付テハ記入ノ要ナシ)
- 二、滿洲外ニ於ケル店舗毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 三、滿洲外ニ於テ實行セラレル圓爲替ノ賣却ノ契約ヲ滿洲内ニ於テ爲シタルトキハ本報告書ニ記載シ其ノ旨備考ノ欄ニ附記ス可シ

- 四、備考ノ欄ニハ取引ノ目的及許可ヲ受ケタルモノニ付テハ其ノ許可番號ヲ附記ス可シ
- 五、豫約ニ付テハ月末残高ヲ備考ノ欄ニ記入ス可シ
- 六、一口千圓未滿ノモノハ種類毎ニ一括シ口數及ビ金額ヲ記載スルヲ以テ足ル
- 七、本報告書ノ用紙ハ縦二五七耗、横三六五耗トス可シ

(2) 圓爲替の買

康徳 年 月分 住所

氏名又は商號 (前同提出 康徳 年 月分)

種類	賣入ノ氏名 又ハ商號	被支仕拂 口數	爲替 金額	滿洲 口數	爲替 金額	其他		計	備考
						口數	金額		
現物									
契約									
現物									
契約									
現物									
契約									
現物									
契約									

注意

- 一、豫約ニ付テハ月末残高ヲ備考ノ欄ニ記載ス可シ
- 二、其ノ他(1)ノ注意一、二、四、六、七ニ準ズ

C 滿洲外に送金をなしたる者

第五章 爲替、送金、信用狀、通貨

滿洲外に對する送金を目的とする外國爲替の買入（現實買入及豫約實行）又は圓貨、外國通貨爲替の送付等により滿洲外に送金をなしたる者は第二十三號第二十七條の規定により各月分を翌月十五日迄に（但し滿洲外に旅行せんとする者は出發前に）左記様式（第二十四號附屬書式第九號の三）により正副二通の報告書を作成し最寄中銀を経て經濟部大臣宛報告す可し、但し日本向送金は此所謂滿洲外への送金に非ず報告の要なし。

但し外國通貨の送付により滿洲外へ送金したる者は前述外國通貨の取得又は處分に關する報告をなすと共に本報告をしなければならぬが右送金の目的を以てしたる現物外國爲替の買入（豫約實行を含む）は本報告によつてすれば前「外國爲替の取得又は處分に關する報告書」を以て報告の要なし、但し本報告を以てせざる時は前報告による可し何れを選ぶも可なり。

第九號の三

命令第二十七條の規定に依る滿洲外に對する送金報告書

康徳 年 月分 住所 氏名又は商號

送金買入ノ商號 及 送金買入ノ姓名	住所 氏名	支拂地	送金ノ方法	表 示 通 貨 及 額	送 金 日	送 金 ノ 目 的

注 釋

- 一、外國爲替ノ買入ニヨルモノハ送金ノ方法ノ欄ニハ現物買入及豫約實行ノ別ヲ附記ス可シ
- 二、滿洲内へノ貨物ノ輸入代金ノ支拂ニ充ツルモノハ表示通貨ノ種類毎ニ送金ノ方法別ニ一括シ口數及金額ヲ記載スルヲ以テ足ル
- 三、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 四、本報告書ノ用紙ハ縦二二〇耗、横二九二耗トス可シ

D 信用狀取得をなしたる者

滿洲内に於て信用狀を取得したる者は第二十三號第二十七條第五號の規定に基き各月分を翌月十五日迄に、（但し滿洲外に旅行せんとする者は出發前に）左記様式（第二十四號附屬書式第九號の五）により正副二通の報告書を作成し最寄中銀經濟部大臣宛報告す可し、但し國內信用狀、對日本信用狀に關しては報告の要なし。

第九號の五

命令第二十七條の規定に依る信用狀取得報告書

表示通貨別	信用狀ノ種類	發行者ノ住所 氏名又ハ商號	手形無出人ノ住所 氏名又ハ商號	手形名知人	金額		取得日	期間	目的
					金	外貨			

注 意

- 一、信用狀ノ發行ヲ依頼シ當月中ニ承諾ヲ得タルモノヲ記載ス可シ
- 二、旅行小切手ニアリテハ發行者ノ住所、氏名又ハ商號、金額、取得月日及目的ヲ記載スルヲ以テ足ル
- 三、外貨表示ノモノハ其ノ換算額ヲ國幣ノ欄ニ記載ス（相場ハ本表作製日ノ相場ニヨル但シ豫約アルトキハ豫約相場ニヨル）
- 四、旅行信用狀及旅行小切手ニ付テハ出發ノ豫定月ヲ目的ノ欄ニ附記ス可シ
- 五、信用狀ノ取消ヲナシタルモノニシテ一萬圓相當額ヲ超エルモノアルトキハ適宜其ノ種類、發行者、取消金額、取消日、取消ノ事由及原取得年月日ヲ掲記ス可シ
- 六、支店ヲ有スルモノハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ、但シ滿洲外ニ於テ取得シタルモノハ記載スルニ及バズ
- 七、許可ヲ受ケタルモノニ付テハ目的ノ欄ニ其ノ許可番號ヲ附記ス可シ
- 八、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二一〇耗、横二九七耗トス可シ

E 滿洲外に於てなしたる委託に基き滿洲内に於て支拂をなしたる者

滿洲外より仕向けたる取立爲替、荷爲替の支拂等宛に角滿洲外よりの委託に基き滿洲内に於て支拂をなしたる者は第二十三號第二十七條第十四號の規定に基き左記様式（第二十四號附屬書式第九號の十四）により正副二通の報告書を作成し各月分を翌月十五日迄に最寄中銀經由經濟部大臣宛報告す可し。

尙爲替取引上買爲替の概念にはかかる委託支拂をも含むも前述爲替の取得又は處分報告中に買爲替と言ふはかかる委託支拂を含まず故に前述の買爲替報告にはかかる委託支拂に關し記載す可からず。

第九號の十四

命令第二十七條の規定に依る滿洲外に於て爲したる委託に基く支拂商報告書

支拂委託者ノ住所 氏名又ハ商號	支拂ノ相手方ノ住所 氏名又ハ商號	支拂委託ノ方法	支拂金額		支拂日	支拂ヲ引受ケタル事情	備考
			支拂	金 額			
			外	國 幣			

注 意

- 一、外貨表示ノモノハ其ノ換算額ヲ國幣ノ欄ニ記載ス可シ
- 二、支店ヲ有スルモノハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載ス可シ
- 三、許可ヲ受ケタルモノニ付テハ備考ノ欄ニ其ノ許可番號ヲ附記ス可シ
- 四、本報告書ノ用紙ノ大サハ縦二一〇耗、横二九七耗トス可シ

F 外國通貨、外國爲替を右する者にして本令施行地内に住所を有するに至りたる者
 右の者は住所を定めたる月の翌月十五日迄に左記様式の届出書正副二通を最寄中銀經由經濟部大臣に届出づ可し。

命令第二十八條の規定による外國通貨所有高届出書

外貨別	所在地	取得ノ方法	取得ノ原因	備考	住所(新舊)		氏名又は商號)
					康徳 年 月分	康徳 年 月分	

- 注 意
- 一、報告書ノ大キサハ縦一八二耗、横二五七耗
 - 二、支店ヲ有スル者ハ本店及各支店毎ニ別紙ス
 - 三、國外ニ於テ有スルモノト國內ニ於テ有スルモノトハ別紙ニ記載ス可シ

命令第二十八條の規定による外國爲替所有高届出書

表示通貨別	現物 ノ住所 ノ商號 ノ相手	約		現物		取得ノ方法	取得ノ原因	備考
		口數	金額	口數	金額			

注 意

- 一、支店ヲ有スル者ハ本店及支店毎ニ別紙ス
- 二、報告書ノ大キサハ縦二五七耗、横三六四耗トス
- 三、國外ニ於テ有スルモノト國內ニ於テ有スルモノトハ別紙トス可シ

五、強制處分

經濟部大臣は外國爲替又は外國通貨を有する者に對して業務上其他正當なる理由に基き其の保有を必要なりと認むるものを除くの外自ら之を處分すべきこと又は滿洲中央銀行其他經濟部大臣の指